

豊後高田市
第2期

子ども・子育て
支援事業計画

令和2年3月

豊後高田市

はじめに



本市では、「地域の活力は、人である」という考えのもと、「人口増対策」を最重点課題として位置づけ、中でも、「子育て支援施策」については、「全国トップレベル」を目指し、市を挙げて積極的に取り組んでいるところです。

平成27年4月、いわゆる「子ども・子育て支援新制度」のスタートに併せて策定しました「豊後高田市子ども・子育て支援事業計画」が5年目を迎える中、令和元年10月からは、国が主導する「幼児教育・保育の無償化」がスタートするなど、子ども・子育て支援は、大きな変革期を迎えています。

全国的な少子化や核家族化の進行、そして、共働きやひとり親家庭が増加する一方、近年、「子どもの貧困」や「子どもの虐待」が社会問題としてクローズアップされるなど、子どもを取り巻く環境も大きく変化するとともに、子育て支援施策に対する住民ニーズも多様化を続けています。

このような状況を踏まえ、今回策定します「第2期計画」では、これまで、他の自治体に先行して取り組んできた施策を継承しつつ、策定に先立って実施した子育て世代に対するアンケート結果からみえてきた新たな課題に対しても総合的に対応できるよう、「子ども・子育て会議」での審議を経て、今後の本市における「子育て支援施策」の方向性と、具体的な政策目標を定めたところです。

何より、本計画の実現には、地域の皆様・各ご家庭はもとより、行政、そして、学校、保育、医療等の関係機関、さらには、地元企業、それぞれの立場での役割をご理解いただくとともに、相互に連携を図りながら、事業を推進していく必要があると思っております。

今後とも地域全体で子どもを育む環境整備をはじめ、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目なく、きめ細やかな支援を提供し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりに努めて参りますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

豊後高田市長 佐々木 敏夫

目 次

第1章 計画の策定に当たり	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 計画策定に係る基本的な考え方	4
1 基本理念	4
2 基本的な視点	5
第3章 子ども・子育てを取り巻く環境	6
1 人口・世帯・人口動態等	6
2 教育・保育の利用状況	13
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	15
4 実態調査の結果概要	20
5 子ども・子育てを取り巻く課題	31
第4章 子ども・子育て支援事業計画の見込みと確保方策	36
1 教育・保育提供区域の考え方	36
2 教育・保育提供区域の設定	36
3 教育・保育の提供体制の確保方策と実施時期	38
4 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策と実施時期	40
5 新・放課後子ども総合プラン	48
第5章 目標実現に向けた施策内容の評価と課題	49
基本目標1 安心な子育てを支援する環境づくり	49
基本目標2 健やかに産み育てる環境づくり	52
基本目標3 心身ともに豊かな子どもを育む環境づくり	55
基本目標4 安全で快適な子育てにやさしい環境づくり	57
基本目標5 子どもの最善の利益を支える環境づくり	58
基本目標6 仕事と子育てが両立する環境づくり	61
第6章 計画の推進体制	62
1 関係機関等との連携	62
2 役割	63

資料編	65
1 豊後高田市子ども・子育て会議条例	65
2 豊後高田市子ども・子育て会議委員名簿	67

第1章 計画の策定に当たり

1 計画策定の趣旨

平成24年8月に成立した、いわゆる「子ども・子育て関連3法」に基づき、豊後高田市（以下「本市」という。）においても、平成26年度には、「豊後高田市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、子育て世代のニーズや、地域の実情に応じた質の高い子育て支援施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、依然として核家族化の進展や共働き家庭の増加が続いており、近年は、子どもの貧困や児童虐待といった問題も拡大傾向にあり、ますます、地域が抱える課題は、多様化・複雑化しています。

こうした中、国は、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや、幼児教育・保育の無償化といった新たな子育て支援対策を加速化させるとともに、児童虐待防止対策強化のため、体罰禁止を法定化して体罰によらない子育てを推進するなど、これまで以上に、国・県・市、そして、地域が一体となった子育て支援の充実が求められています。

そこで、本市では第1期計画で取り組んできた施策を継承しつつ、新たな課題に向き合うための施策へと発展させるため、令和2年度から6年度までの5年間の計画期間とした「第2期豊後高田市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）を策定します。

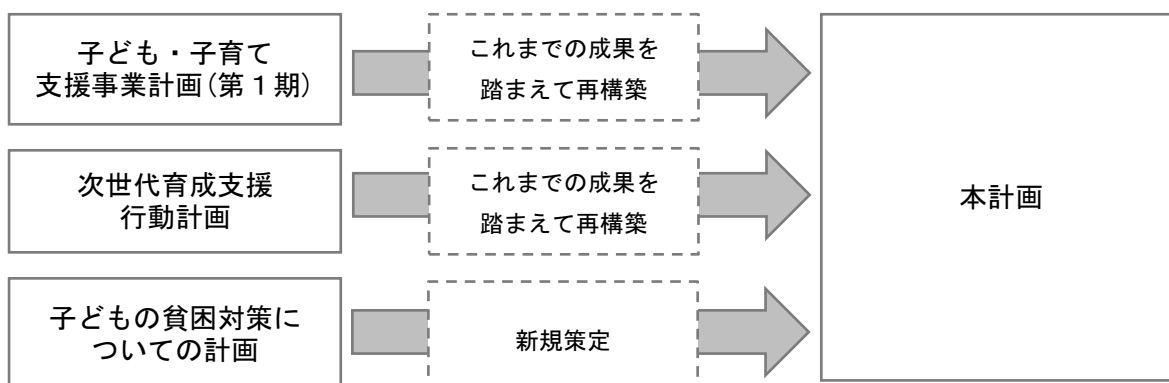


2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

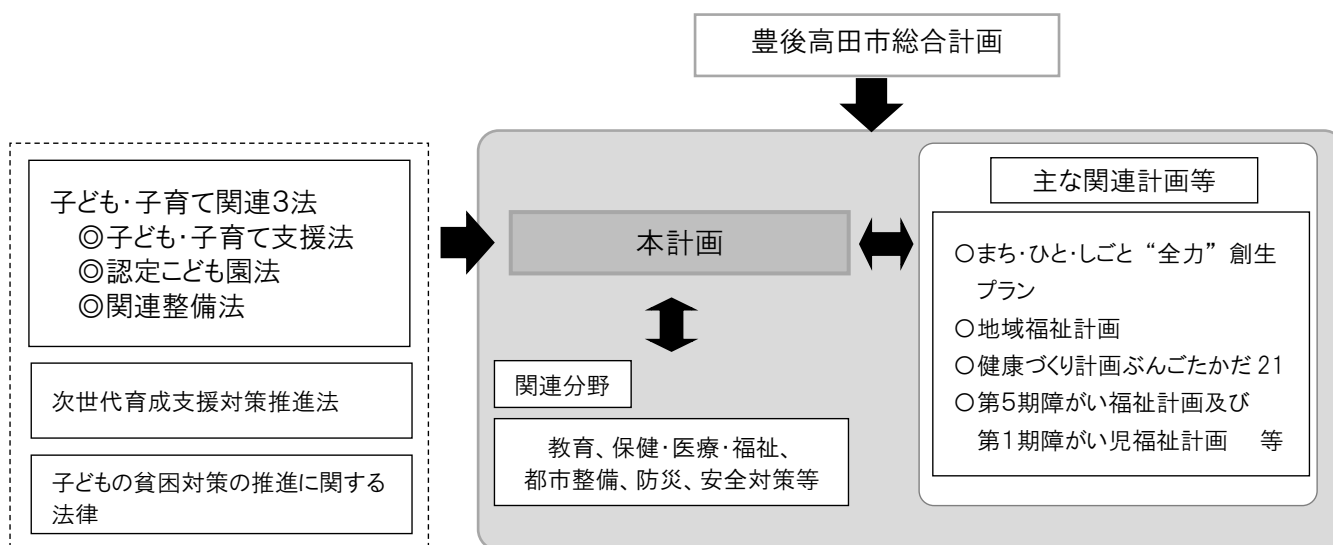
本計画の策定に際しては、子ども・子育て支援事業を総合的かつ効果的に実現するために、市町村の努力とされている次世代育成支援推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する「市町村計画」を包含するものとし、最大限、整合・連動を図るものとします。



(2) 計画の位置づけ

本計画は、豊後高田市総合計画におけるまちづくりの基本目標のうち、主に「地域を支える人を育み、人にやさしいまちをつくります」を目標とした子ども・子育て支援関係における分野計画に相当し、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、住民をはじめ、保育所、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。

また、本計画は、子ども・子育て支援法その他関連法令、県の関連計画及び本市の関連計画、関連分野との整合並びに連動を図っています。



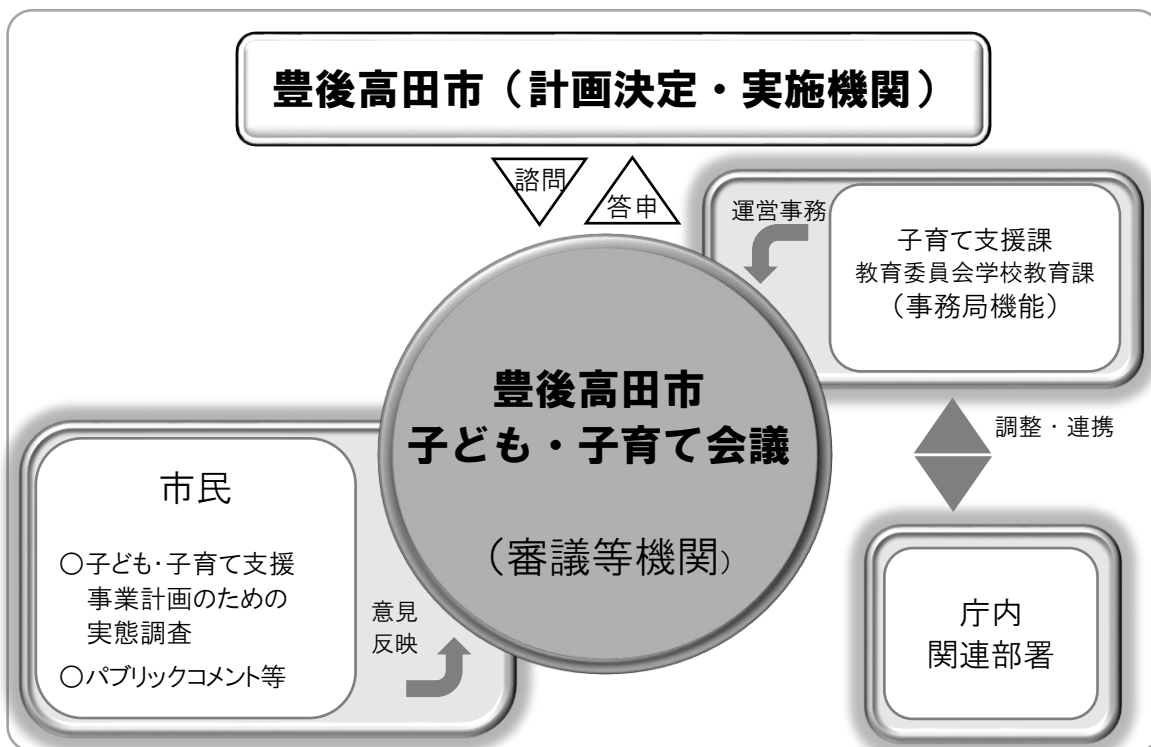
3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し、新たに次期5年間の計画を策定します。

平成				令和					
27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
					第2期豊後高田市子ども・子育て支援事業計画				
豊後高田市子ども・子育て支援事業計画									

4 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、「豊後高田市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」といいます。）において、本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査・審議します。



第2章 計画策定に係る基本的な考え方

本市の子ども・子育て支援事業は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化、児童福祉法その他の子どもに関わる法律による施策とも相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及びその養育をしている者への必要な支援を行い、少子化の流れを緩和し、少しでも子どもを産み育てやすい環境を整えます。また、行政と地域がそれぞれの役割を担いながら子育てが楽しくなるまちづくりを進め、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とします。

1 基本理念

すべての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、また、これからの社会を担う力として大切な存在となります。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは保護者や家族をはじめ、すべての市民に共通する願いでもあります。

子育ての出発点は家庭であり、子どもの基本的な生活習慣や能力を育てることは保護者が担うべき重要な役割ですが、急速な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境の変化により、家庭の機能の定義づけが困難になっている中で、子育ての意識も変わり、子どもの育ちとともに保護者としての育ちにも様々な影響を及ぼしています。

子どもの成長を見守り、育んでいくことは何ものにも代え難い大きな喜びとなるもので、日々感じる子育ての楽しさや喜びをバネとして、責任と愛情のある子育てを通じて、親子がともに成長し合えるように、社会全体で子育て家庭をやさしく見守り応援していくことが大切です。

これから本格的に到来する人口減少社会に向けて、「地域の活力の源は人である」との考えのもと「人口増」を市の最重点施策として、定住施策の推進や子育てしながらでも働きやすい環境づくりに取り組み、子どもを産み育てたいという個人の夢や希望がかなうような社会を実現するため、行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携や協力を図り、社会全体で子ども・子育てを支援する地域社会の実現を図ります。

子ども・子育て支援法により、子ども・子育ては、保護者がその第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力していきます。

2 基本的な視点

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、以下の視点に立って子ども・子育て支援を推進します。

◆ 子どもの視点 ◆

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。
特に、子育ては男女が協力して行うべきものという視点に立った取組を進めます。

◆ 次代の親づくりという視点 ◆

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

◆ サービス利用者の視点 ◆

サービス利用者のニーズの多様化に柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を進めます。

◆ 社会全体による支援の視点 ◆

国や地方公共団体をはじめ、企業や地域社会を含めた様々な担い手の協働により、社会全体で次世代育成支援対策を進めます。

◆ 仕事と生活の調和の実現に向けての視点 ◆

仕事と生活の調和の実現に向けて、国及び地方公共団体や企業をはじめとする関係者と連携し、創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図ります。

◆ すべての子どもと家庭への支援の視点 ◆

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭を支援します。

◆ 地域における社会資源の効果的な活用の視点 ◆

様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用します。

◆ サービスの質の視点 ◆

人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

◆ 地域特性の視点 ◆

利用者のニーズ及び必要とされる支援策等の地域特性を踏まえた主体的な取組を進めます。

第3章 子ども・子育てを取り巻く環境

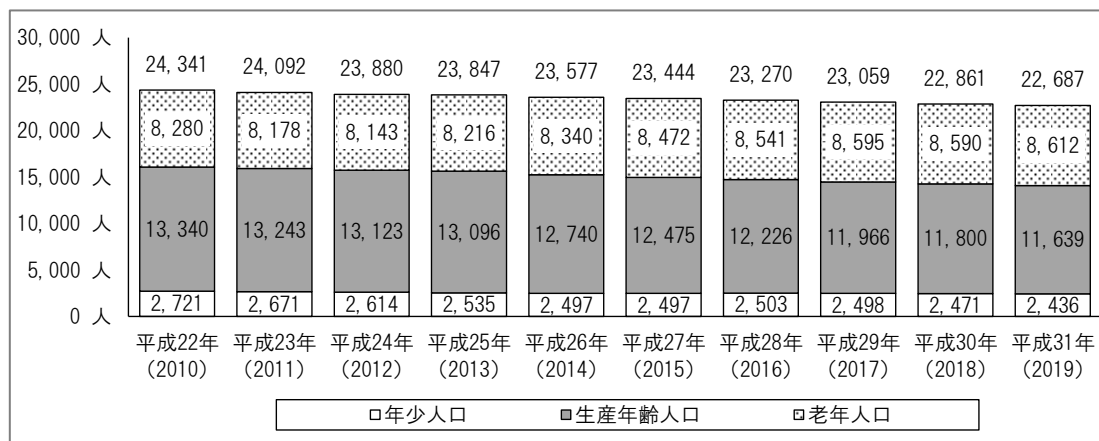
1 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移

本市の住民基本台帳による総人口の推移では、平成 22（2010）年以降減少傾向が続いている状況です。年少人口（0～14 歳）においては、平成 28（2016）年には前年より微増となりましたが、それ以降は再び減少傾向となっています。

総人口に対する年少人口の割合では、平成 26（2014）年まで減少となっているものの平成 27（2015）年以降はほぼ横ばいの 10.7～10.8%で推移しています。

■ 豊後高田市における年齢（3区分）別人口の推移（各年4月1日現在）

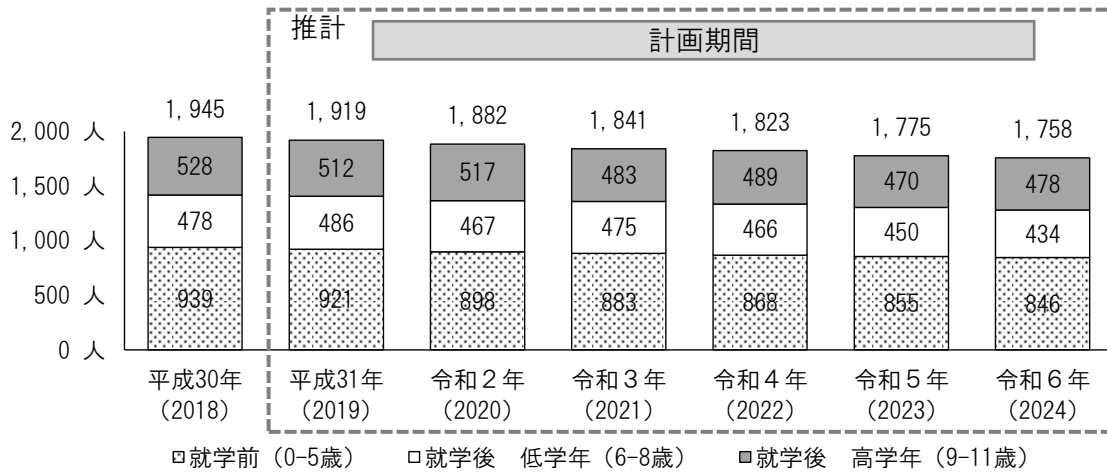


	平成22年(2010)	平成23年(2011)	平成24年(2012)	平成25年(2013)	平成26年(2014)	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	令和元年(2019)
総人口	24,341	24,092	23,880	23,847	23,577	23,444	23,270	23,059	22,861	22,687
年少人口	2,721	2,671	2,614	2,535	2,497	2,497	2,503	2,498	2,471	2,436
生産年齢人口	13,340	13,243	13,123	13,096	12,740	12,475	12,226	11,966	11,800	11,639
老年人口	8,280	8,178	8,143	8,216	8,340	8,472	8,541	8,595	8,590	8,612
総人口に対する年少人口の割合 (%)										
	11.2	11.1	10.9	10.6	10.6	10.7	10.8	10.8	10.8	10.7

参照：住民基本台帳 各年4月1日

(2) 将来の人口推計

■ 豊後高田市の子どもの各年人口推計



年齢	実績	推計					
	平成30年 (2018)	令和元年 平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
0歳	142	151	147	143	141	138	133
1歳	154	140	149	145	141	139	136
2歳	162	157	145	154	150	146	144
3歳	157	156	151	141	150	146	142
4歳	161	152	151	146	137	146	142
5歳	163	165	155	154	149	140	149
6歳	148	164	166	156	155	150	140
7歳	179	142	158	160	150	149	144
8歳	151	180	143	159	161	151	150
9歳	181	155	184	146	162	164	154
10歳	179	180	154	183	145	161	163
11歳	168	177	179	154	182	145	161
合計	1,945	1,919	1,882	1,841	1,823	1,775	1,758

※実績：平成30(2018)年は、各年4月1日現在(住民基本台帳)

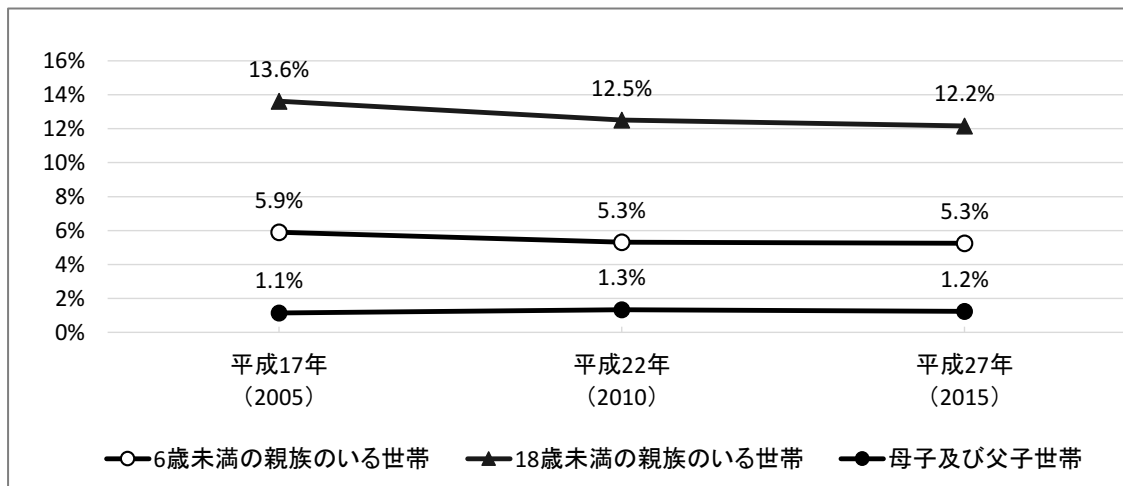
※推計：複数年の変化率(コーホート変化率)の平均値を基に推計

(3) 世帯の状況

本市の一般世帯は緩やかに減少し、平成 27 (2015) 年には 9,533 世帯となっています。そのうち核家族世帯は 5,411 世帯となり、うち 6 歳未満の親族のいる世帯が 5.3% (対一般世帯) を占め、18 歳未満の親族のいる世帯は減少傾向となり 12.2% (対一般世帯) を占めています。

また、母子及び父子世帯は平成 22 (2010) 年には 1.3% (対一般世帯) まで増加していますがその後は減少しています。

■ 豊後高田市における世帯構造



	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)
一般世帯	9,678	9,645	9,533
うち核家族世帯	5,657	5,481	5,411
6 歳未満の親族のいる世帯	571	512	501
6 歳未満の親族のいる世帯 (%)	5.9%	5.3%	5.3%
18 歳未満の親族のいる世帯	1,318	1,206	1,160
18 歳未満の親族のいる世帯 (%)	13.6%	12.5%	12.2%
母子及び父子世帯	111	129	119
母子及び父子世帯 (%)	1.1%	1.3%	1.2%

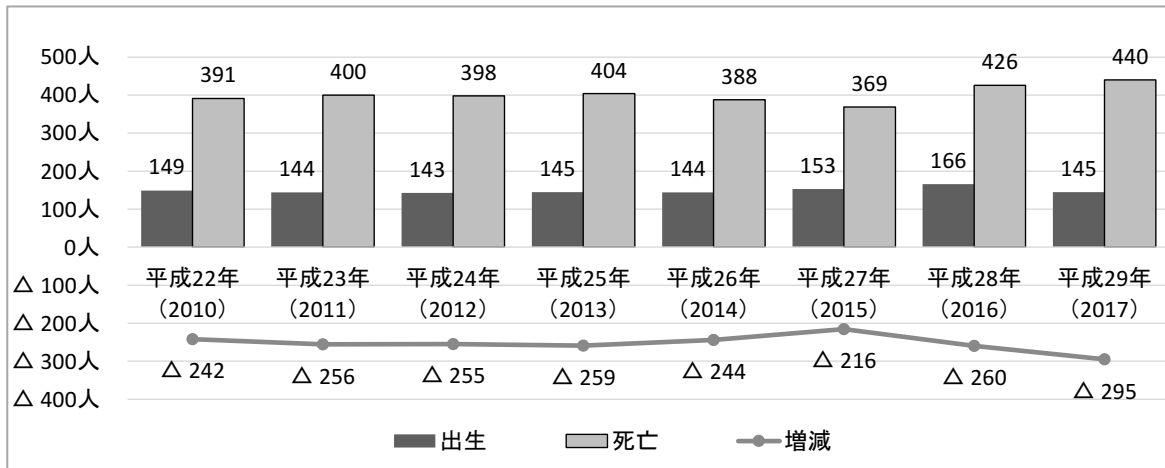
参照：総務省統計局 国勢調査

(4) 自然動態・社会動態

自然動態（出生－死亡）は、出生数では平成 22（2010）年以降 5 年ほどは 143～149 人の間で比較的安定した推移でしたが、平成 27（2015）年以降は増減の幅が大きくなっています。死亡数では特に平成 28（2016）年以降増加しています。

■ 豊後高田市における自然動態・社会動態の推計

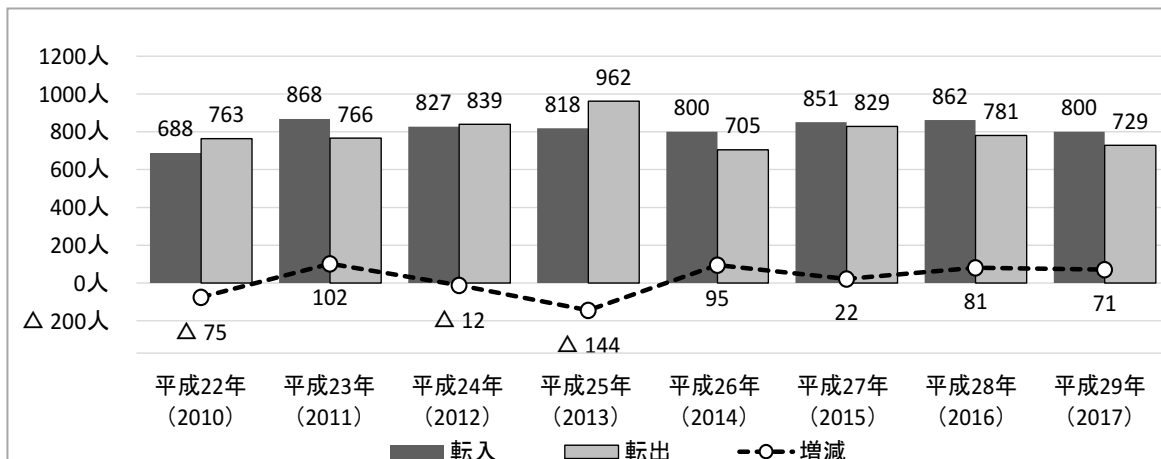
【豊後高田市の自然動態】



資料：大分県 人口動態資料

社会動態（転入－転出）は、平成 26（2014）年以降は、転入者が転出者を上回る状況です。

【豊後高田市の社会動態】



資料：大分県 人口動態資料

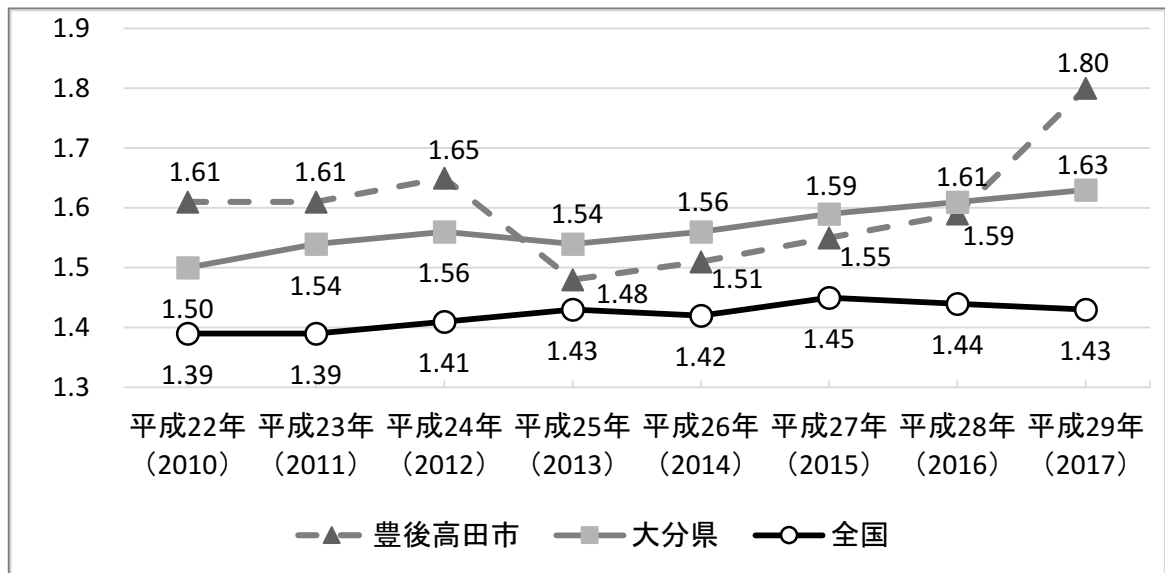
(5) 出生の状況

本市の出生の状況は合計特殊出生率に着目すると、当該年によって変動はあるものの全国の傾向と比較して高い数値を示しており、平成 29（2017）年には 1.8 となり大分県の数値よりも高い数値となっています。

■ 合計特殊出生率の状況

区分	平成 22 年 (2010)	平成 23 年 (2011)	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
豊後高田市	1.61	1.61	1.65	1.48	1.51	1.55	1.59	1.80
大分県	1.50	1.54	1.56	1.54	1.56	1.59	1.61	1.63
全国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：大分県 人口動態資料
厚生労働省 人口動態



※ 合計特殊出生率

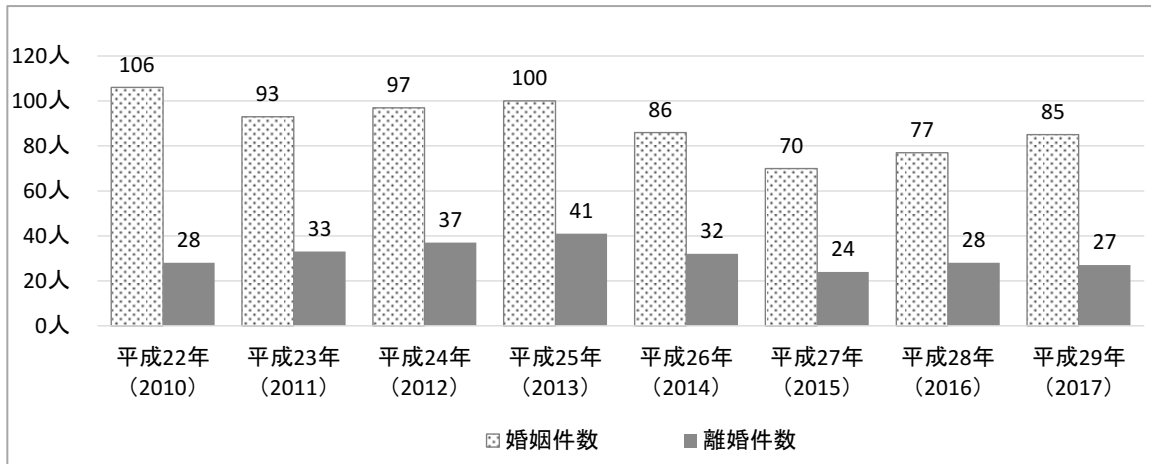
15 歳～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当。

(6) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数は当該年による変動があるものの、離婚件数については平成27（2015）年以降、横ばいで推移しています。

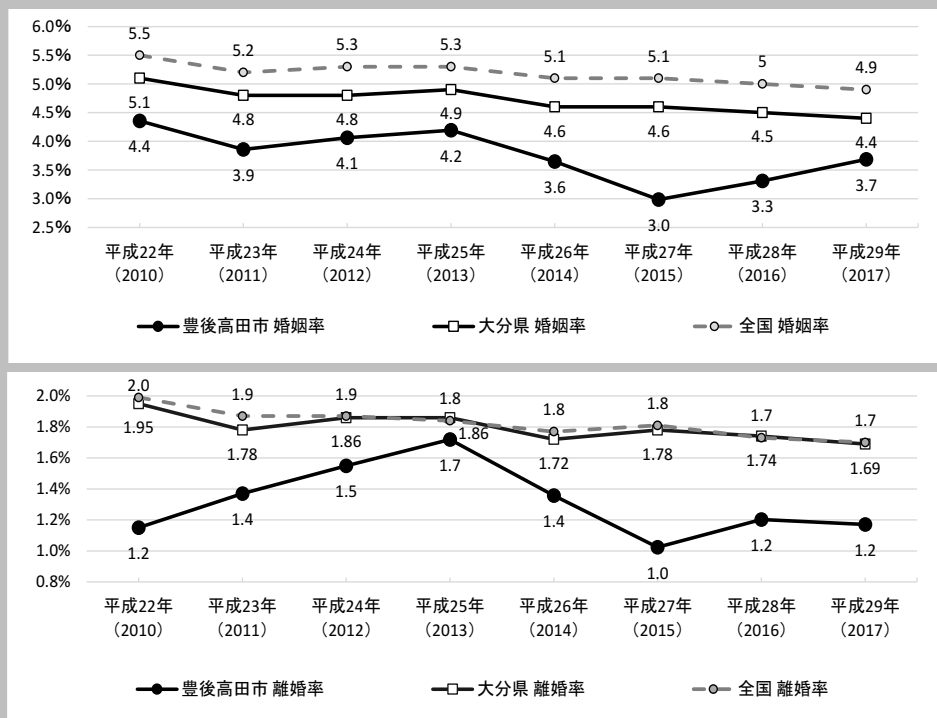
また、婚姻率・離婚率を全国・大分県と比較すると、ともに全国・大分県より低い割合で推移しています。

■ 豊後高田市における婚姻・離婚の状況



資料：大分県 人口動態資料

婚姻率・離婚率の推移



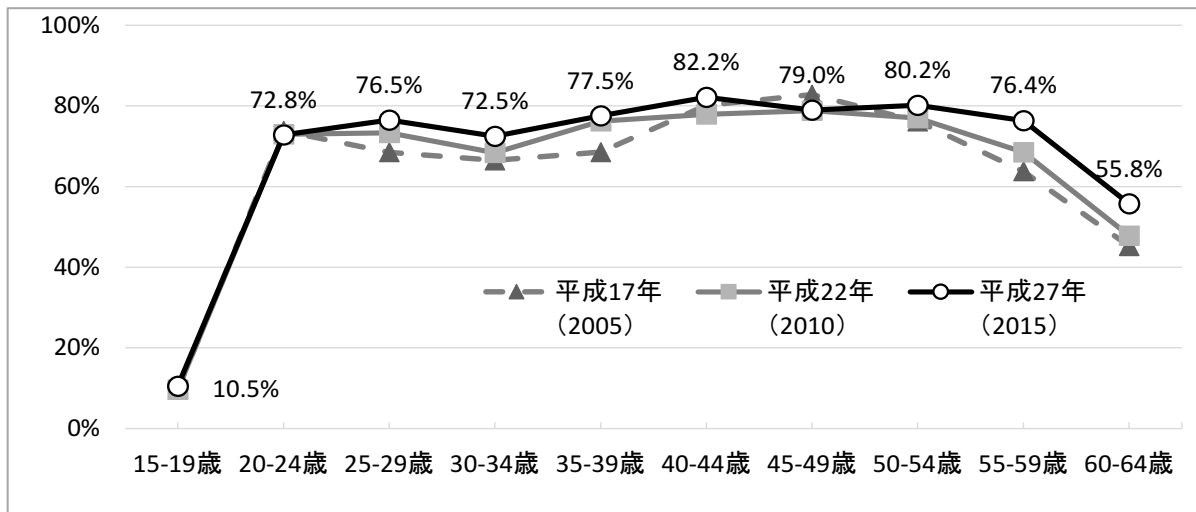
資料：大分県 人口動態資料
厚生労働省 人口動態

(7) 就労の状況

女性の年齢別就業率は20～24歳の年齢層を除き、緩やかに増加している状況にあり、その就業率は国が目標としている「女性の就業率80%以上」に近づきつつある状況です。

■ 豊後高田市における女性の年齢別就業率の推移

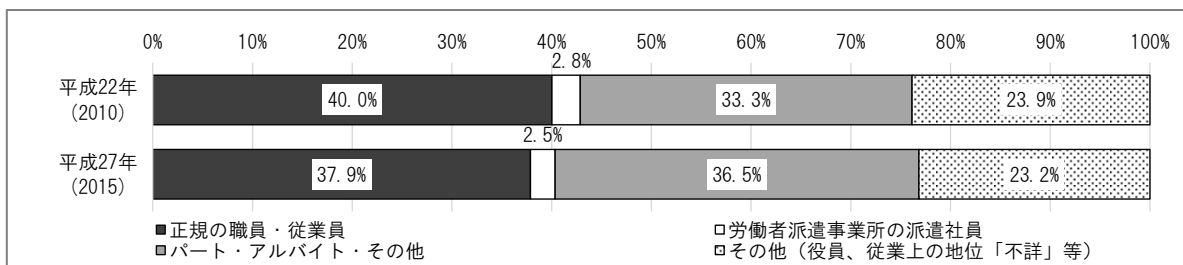
	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳
平成17年(2005)	9.7%	73.8%	68.5%	66.5%	68.5%	80.1%	82.8%	76.2%	63.8%	45.2%
平成22年(2010)	9.6%	73.0%	73.3%	68.4%	76.2%	77.9%	78.8%	77.0%	68.5%	47.8%
平成27年(2015)	10.5%	72.8%	76.5%	72.5%	77.5%	82.2%	79.0%	80.2%	76.4%	55.8%



資料：総務省統計局 国勢調査

また、女性(15歳以上就業者)の従業上の地位をみると平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけて「正規の職員・従業員」が減少し37.9%となっている一方で、「パート・アルバイト・その他」は増加して36.5%となっています。

■ 豊後高田市における女性(15歳以上就業者)の従業上の地位



資料：総務省統計局 国勢調査

2 教育・保育の利用状況

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握した利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、また、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとの量の見込み（必要利用定員総数）と確保方策及び実施時期を設定しました。

第1期計画期間における量の見込み、確保方策及び実績は以下のとおりです。

事業計画と実績の比較のため不足となっている部分もありますが、定員増により対応しており、待機児童はありません。

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用定員総数	133人	130人	129人	126人	126人
②確保方策	260人	260人	260人	260人	260人
③実績 合計	174人	160人	139人	133人	128人
市内	159人	142人	129人	119人	121人
市外	15人	18人	10人	14人	7人
③－②	▲86人	▲100人	▲121人	▲127人	▲132人

※ 必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(2) 2号認定（3歳以上、保育所を利用希望）

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用定員総数	283人	279人	276人	272人	270人
②確保方策	272人	272人	276人	276人	276人
③実績 合計	275人	309人	312人	333人	334人
市内	256人	283人	284人	308人	309人
市外	19人	26人	28人	25人	25人
③－②	3人	37人	36人	57人	58人

※ 必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び広域利用の見込み

(3) 3号認定（0歳、保育所を利用希望）

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用定員総数	76人	75人	74人	74人	73人
②確保方策	64人	64人	74人	74人	74人
③実績 合計	29人	46人	36人	27人	26人
市内	27人	45人	32人	26人	24人
市外	2人	1人	4人	1人	2人
③-②	▲35人	▲18人	▲38人	▲47人	▲48人

※ 必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び広域利用の見込み

(4) 3号認定（1・2歳、保育所を利用希望）

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用定員総数	214人	211人	208人	206人	206人
②確保方策	174人	174人	208人	208人	208人
③実績 合計	203人	204人	226人	227人	235人
市内	190人	187人	210人	211人	216人
市外	13人	17人	16人	16人	19人
③-②	29人	30人	18人	19人	27人

※ 必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び広域利用の見込み

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

国から提示される基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保方策及び実施時期を設定しました。

第1期計画期間における量の見込み、確保方策及び実績は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者が、保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

地域子育て支援拠点において、実施しています。

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
③実績	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
③－②	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
※利用者数	788 人	1,099 人	795 人	1,018 人	—

※ 確保方策については、子育て支援拠点施設実施か所（花っこルーム、出張花っこルーム真玉、出張花っこルーム香々地）とする。

(2) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育利用時間を超えて保育を実施しています。

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	142 人	141 人	139 人	137 人	136 人
②確保方策	300 人	300 人	300 人	300 人	300 人
③実施施設数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
④実績施設数	3 か所	4 か所	5 か所	5 か所	5 か所
④－③	▲1 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
※延べ利用者数	3,951 人	3,986 人	4,037 人	4,535 人	—

※ 実施施設（城台、和光、封戸、真玉、香々地保育園）

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブ等において、共働き家庭など親が留守の家庭の児童に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

■ 各区域別・量の見込み、確保方策及び実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み総数	325 人	323 人	321 人	321 人	316 人
低学年	222 人	220 人	218 人	218 人	214 人
高学年	103 人	103 人	103 人	103 人	102 人
②確保方策総数	325 人	323 人	321 人	321 人	316 人
③実績総数	319 人	343 人	367 人	426 人	397 人
低学年	224 人	250 人	248 人	294 人	264 人
高学年	95 人	93 人	119 人	132 人	133 人
③－②	▲6 人	20 人	46 人	105 人	81 人

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②確保方策 （実施施設数）	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
③実績 （実施施設数）	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
③－②	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	140人	139人	137人	137人	136人
②確保方策	140人	139人	137人	137人	136人
③実績	150人	150人	143人	118人	—
③－②	10人	11人	6人	▲19人	—
※対象者数	156人	156人	151人	125人	—

※ 見込み及び確保方策の算定については児童推計数値による。

(6) 養育支援訪問事業・要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
②確保方策	3人	3人	3人	3人	3人
③実績(延べ人数)	32人	46人	41人	27人	—
③－②	29人	43人	38人	24人	—

(7) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	632人回	625人回	616人回	612人回	611人回
②確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
③実績	1か所	1か所	1か所	3か所	3か所
③－②	0か所	0か所	0か所	2か所	2か所
※延べ利用者数	9,929人	10,146人	9,359人	16,260人	—

※ 平成30年度からは、3か所（花っこルーム、花っこルーム真玉、花っこルーム香々地）で実施。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業です。

① 一時預かり事業（幼稚園）／幼稚園在園児（3～5歳）

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
延べ利用人数	13,450 人	13,085 人	10,746 人	9,959 人	—

※ 実施施設（夢いろ、キラリいろ幼稚園）

② 一時預かり事業（保育所等）／保育園児以外（0～5歳）

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施施設数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
延べ利用人数	439 人	667 人	866 人	540 人	—

※ 実施施設（城台、和光、河内、封戸、真玉、香々地保育園、地域子育て拠点施設等）

(9) 病児・病後児保育事業

家庭で保育のできない乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に、病院等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業です。

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	247 人	243 人	239 人	235 人	233 人
②確保方策	247 人	243 人	239 人	235 人	233 人
③実績	113 人	509 人	601 人	637 人	—
病児	—	425 人	534 人	571 人	—
病後児	113 人	84 人	67 人	66 人	—
③－②	▲134 人	266 人	362 人	402 人	—
実施施設数	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

※ 実施施設（健康交流センター花いろ内「天使のゆりかご」、市内医療機関）

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）や子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、又は、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う就学児対象の事業です。

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	713 人	704 人	695 人	686 人	683 人
②確保方策	713 人	704 人	695 人	686 人	683 人
③実績	120 人	131 人	90 人	124 人	—
③－②	▲593 人	▲573 人	▲605 人	▲562 人	—

(11) 妊婦健診事業

妊婦が定期的に受ける健診費用に対して助成を行う事業です。

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,946 人	1,918 人	1,918 人	1,904 人	1,904 人
②確保方策	1,946 人	1,918 人	1,918 人	1,904 人	1,904 人
③実績	1,821 人	1,646 人	1,664 人	1,370 人	—
③－②	▲125 人	▲272 人	▲254 人	▲534 人	—

※ 量の見込み及び確保方策は、利用人数に受診回数 14 回分を乗じている。

4 実態調査の結果概要

(1) 調査の目的

本調査は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき、令和 2 年度（2020 年度）を始期とする本計画（豊後高田市第 2 期子ども・子育て支援事業計画）を策定するに当たって、子育て支援に関する市民ニーズを的確に把握することを目的に実施しました。

(2) 調査時期

平成 31 年 1 月 25 日～2 月 8 日
（前回調査 平成 25 年 12 月 5 日～12 月 20 日）

(3) 調査対象者等

- 調査地域 豊後高田市
- 調査対象 市内在住で小学生以下の児童を養育している世帯の保護者
- 調査対象件数 1,219 件（うち就学前児童 707 件、小学生 512 件）

(4) 調査方法

郵送、施設を通じて調査票の配付及び回収による無記名回答方式

(5) 配付及び回収状況

「配付数」1,219 件、「回収数」912 件、「回収率」74.8%。（カッコ内は前回調査）

■ 就学前児童調査

配付数	回収数	回収率
707 件 (738)	496 件 (476)	70.2% (64.4)

■ 小学生調査

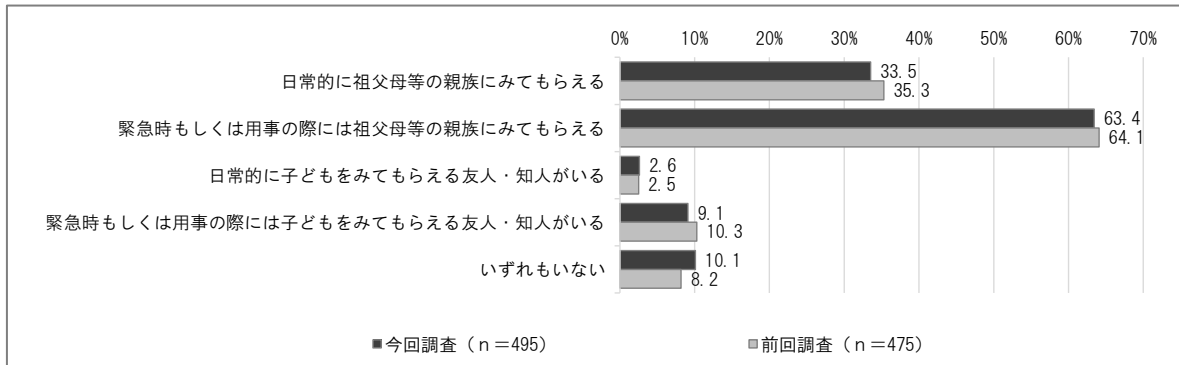
配付数	回収数	回収率
512 件 (461)	416 件 (319)	81.3% (69.1)

(6) 就学前児童 概要

① 子どもを預けられる環境について

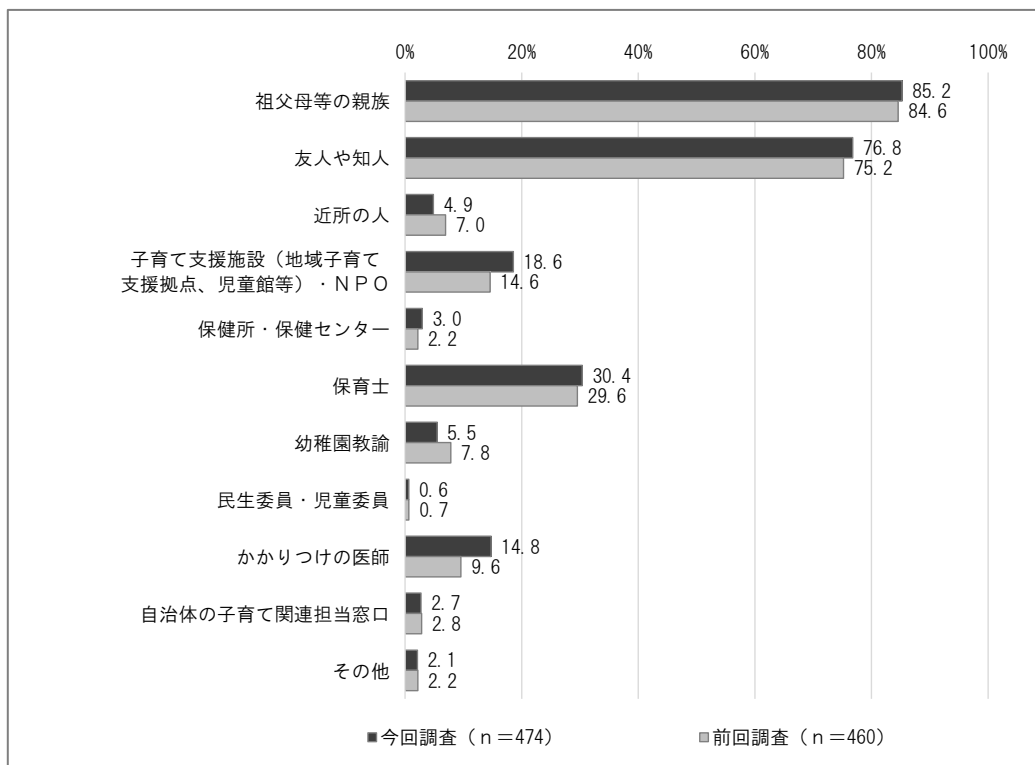
子どもを日頃みてもらえる親族・知人等の有無についてですが、祖父母等の親族については、前回調査よりやや減少していますが、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」は63.4%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は33.5%となっています。

設問 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(複数回答)



また、気軽にできる相談先については、「祖父母等の親族」(85.2%)、「友人や知人」(76.8%)が高い割合になっており、前回の調査よりもわずかに増加しています。

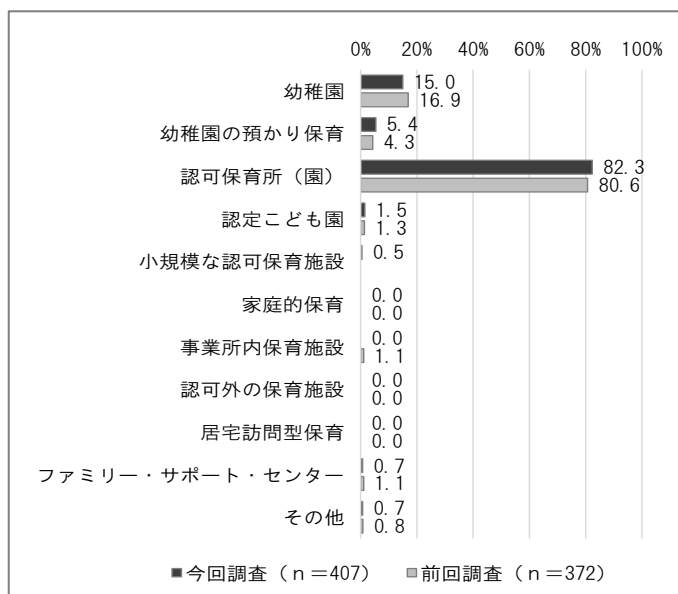
設問 お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。(複数回答)



② 定期的な教育・保育の利用状況と利用意向について

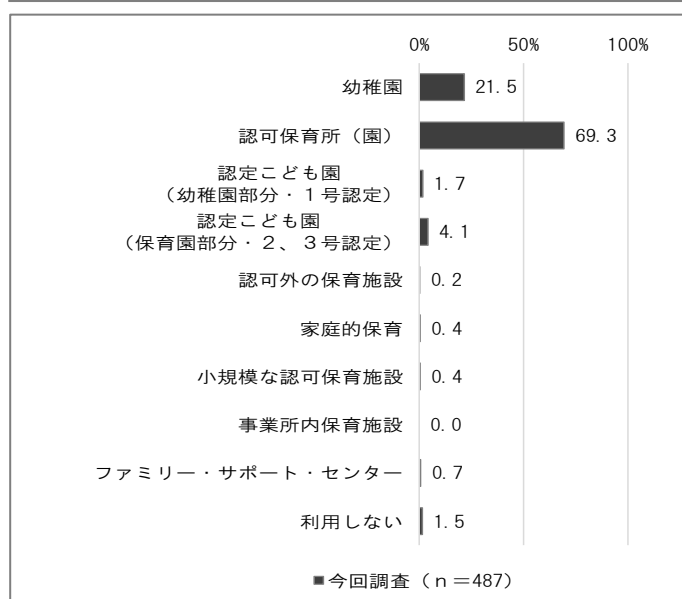
利用状況としては、認可保育所（園）（82.3%）が最も高く、次いで幼稚園（15.0%）となっています。前回の調査から大きな変化はみられません。

設問 宛名のお子さんは、平日の日中どのような教育・保育サービスを利用していますか。
（複数回答）



無償化を前提条件とした利用意向についてお聞きしましたが、この場合でも認可保育所（園）（69.3%）、幼稚園（21.5%）の順になっています。前述の現在の利用状況と比較すると幼稚園、認定こども園の割合が増加しています。

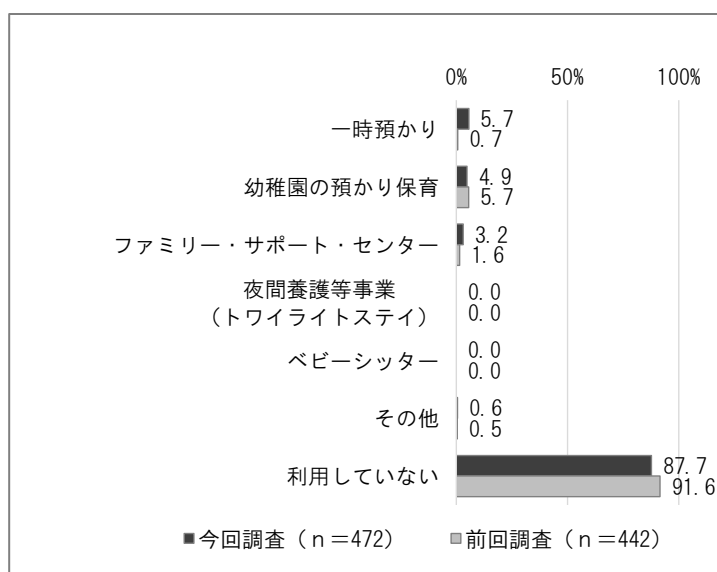
設問 幼児教育・保育の無償化が実施された場合、利用しようとする教育・保育施設について、下記のいずれか1つを選んで○をつけてください。



③ 不定期に利用しているサービスについて

日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用しているサービスについてお聞きしていますが、「利用していない」が大きな割合を占めています。利用されているサービスで「一時預かり」は5.7%、「幼稚園の預かり保育」は4.9%、「ファミリー・サポート・センター」は3.2%となっており、わずかながら「一時預かり」と「ファミリー・サポート・センター」が増加しています。

設問 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用しているサービスはありますか。(複数回答)



「利用していない」理由は、「特に利用する必要がない」(83.5%)が最も高く、次いで「利用料がかかる・高い」(10.7%)、「サービスの利用方法(手続き等)がわからない」(10.7%)、「自分がサービスの対象者になるのかどうかかわからない」(8.5%)が上位となっています。

選択肢	今回調査(%) (n=413)	前回調査(%) (n=400)
特に利用する必要がない	83.5	83.0
利用したいサービスが地域にない	2.4	3.8
サービスの質に不安がある	3.9	3.3
サービスの利便性(立地や利用可能時間・日数など)がよくない	4.4	3.3
利用料がかかる・高い	10.7	15.8
利用料がわからない	5.3	6.8
自分がサービスの対象者になるのかどうかかわからない	8.5	5.8
サービスの利用方法(手続き等)がわからない	10.7	9.5
その他	3.9	6.5

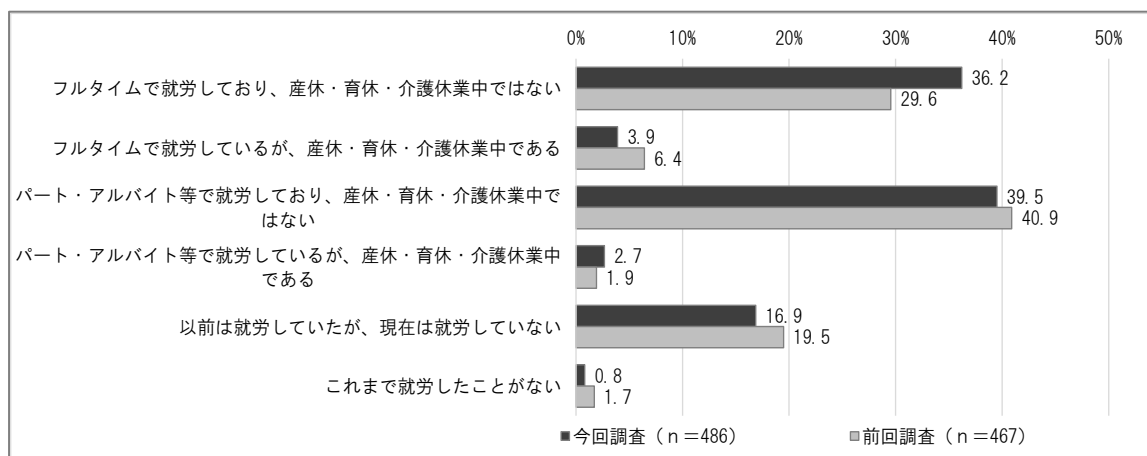
④ 保護者の就労状況について

今回の調査においては、母親では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(39.5%)、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(36.2%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(16.9%)の順で割合が高く、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は今回の調査で大きく増加しています。

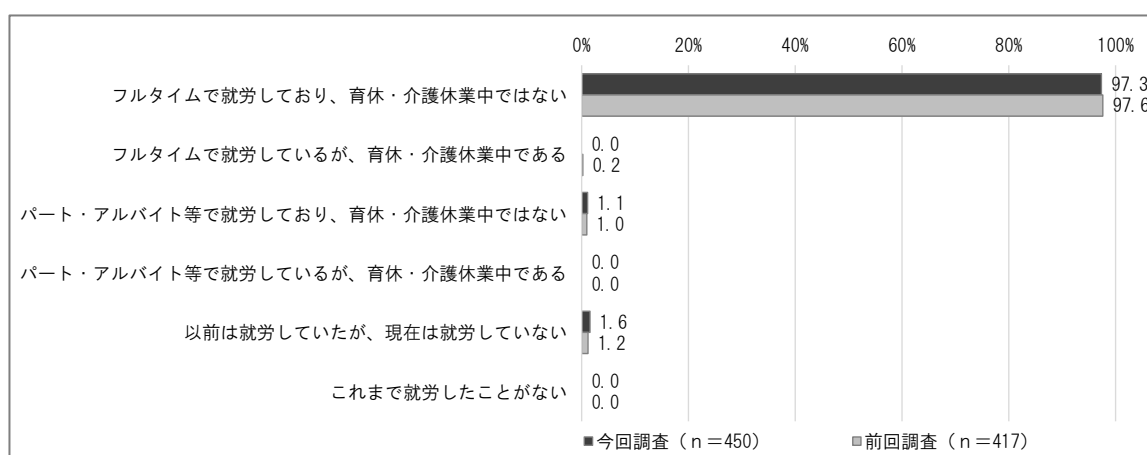
父親については「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」(97.3%)がそのほとんどを占めており、前回調査との変化はうかがえません。

設問 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をおたずねします。

■ 母親



■ 父親

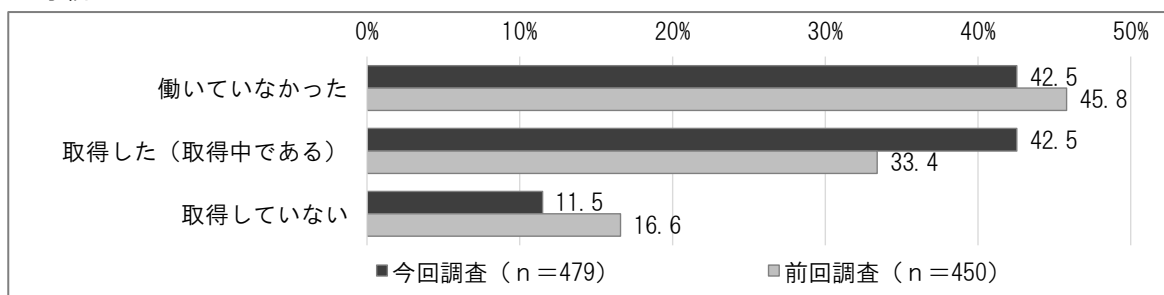


また、育児休業についてお聞きしたところ、母親では「取得した（取得中である）」は今回調査で42.5%となり、前回調査より9.1ポイントの増加となっています。

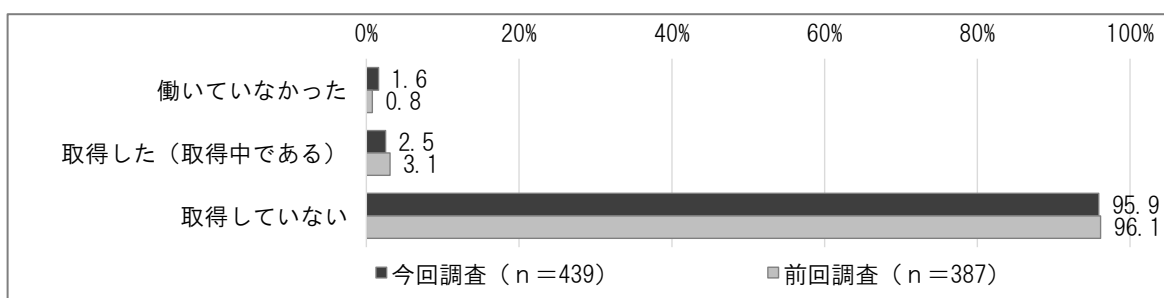
父親においては「取得していない」の今回調査の回答は95.9%となり、大きな変動はうかがえません。

設問 宛名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。

■ 母親



■ 父親



下の表は父親の「取得していない」理由について上位5つを挙げたもので、「仕事が忙しかった」(35.5%)が最も高く、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(22.8%)のみ前回調査より減少しています。

設問 父親－取得していない理由(複数回答)

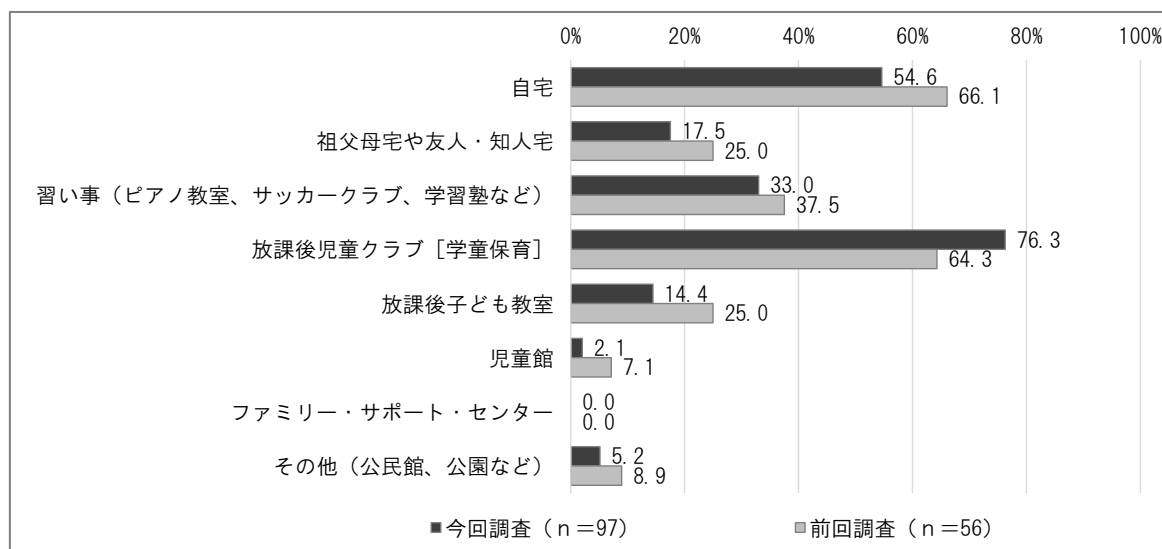
選択肢	今回調査(%) (n=403)	前回調査(%) (n=338)
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	28.0	24.9
仕事が忙しかった	35.5	33.7
収入減となり、経済的に苦しくなる	22.8	24.0
配偶者が育児休業制度を利用した	30.3	26.9
配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	33.3	29.6

※ 上位5つを表示

⑤ 就学後の放課後の過ごし方について

「放課後児童クラブ [学童保育]」(76.3%)が前回調査から12ポイント増加しており、次いで「自宅」(54.6%)、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(33%)の順となっています。

設問 宛名のお子さんについて、放課後(平日の小学校下校後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(複数回答)

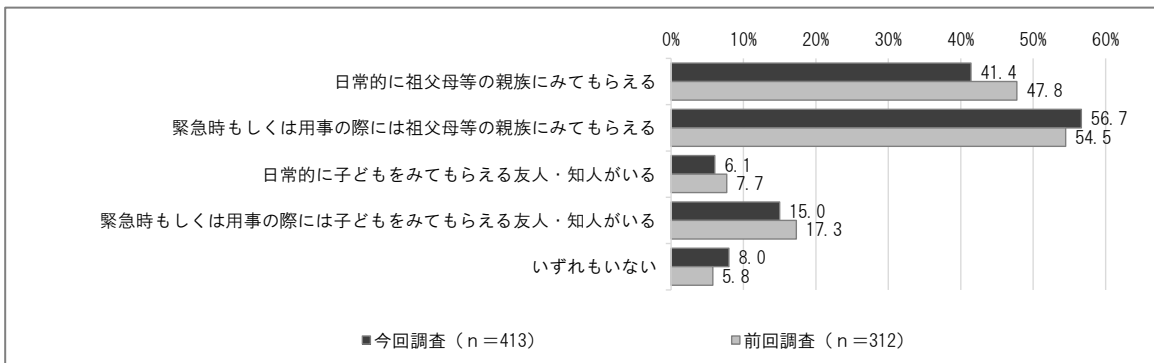


(7) 小学生 概要

① 子どもを預けられる環境について

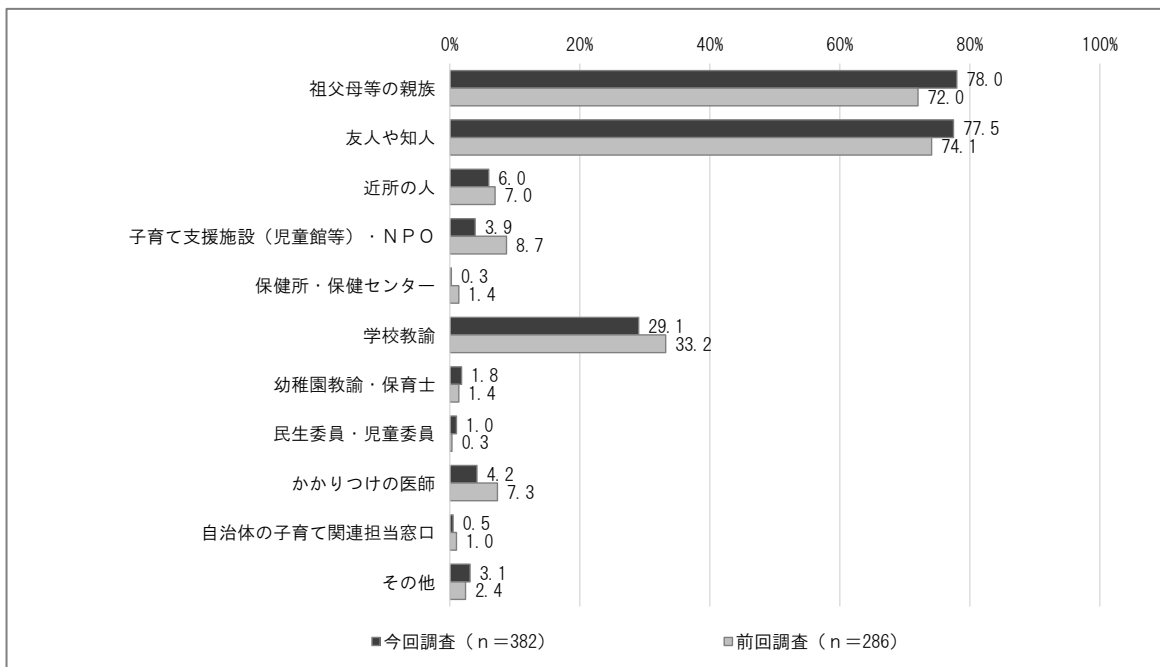
「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」については、前回調査より減少していますが、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」は増加し、56.7%となっています。

設問 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(複数回答)



また、気軽にできる相談先については、「祖父母等の親族」(78.0%)、「友人や知人」(77.5%)が高い割合になっており、前回の調査よりも増加しています。

設問 お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。(複数回答)



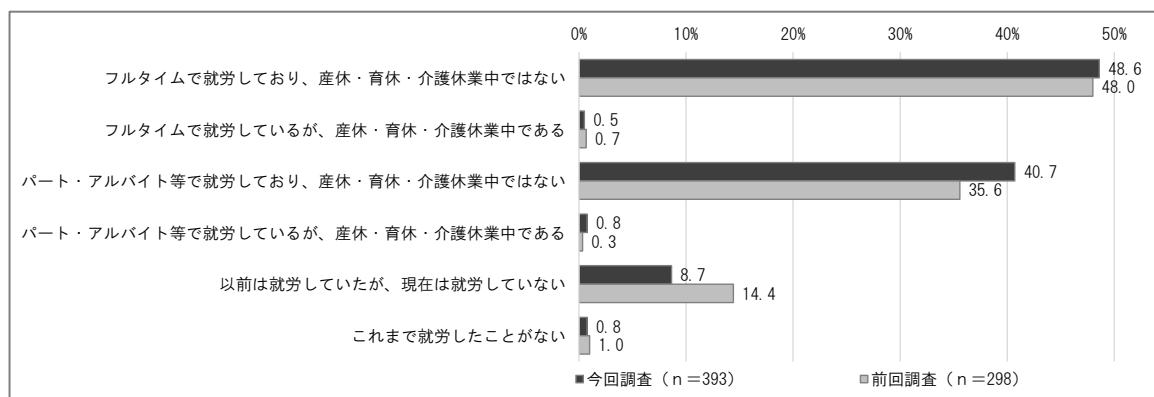
② 保護者の就労状況について

母親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(48.6%)が最も高く、次に「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(40.7%)の順で割合が高くなっています。前回の調査よりも、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が今回の調査では5.1ポイント増加しています。

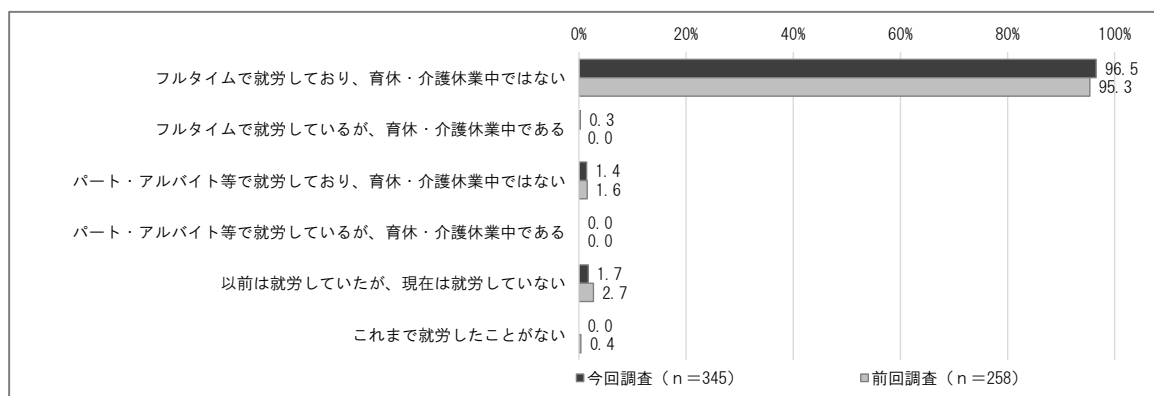
父親については「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」(96.5%)がそのほとんどを占めており、前回調査との変化はみられません。

設問 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をおたずねします。

■ 母親



■ 父親



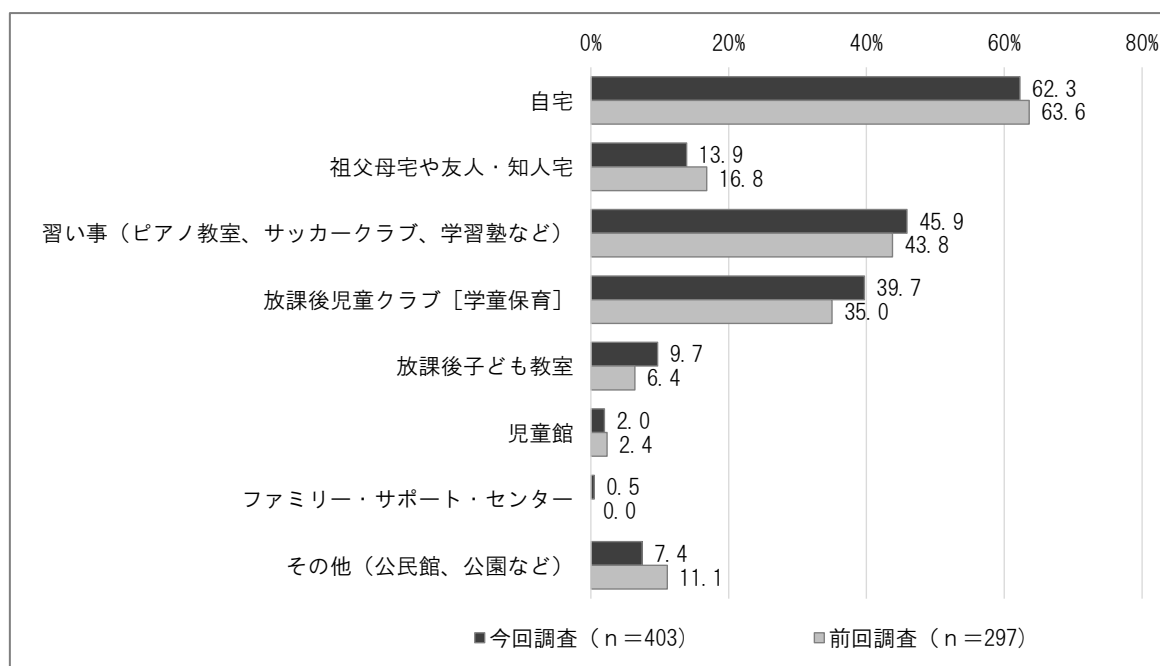
③ 就学後の放課後の過ごし方について

場所については、「自宅」（62.3%）が最も高く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（45.9%）、「放課後児童クラブ [学童保育]」（39.7%）の順となっています。

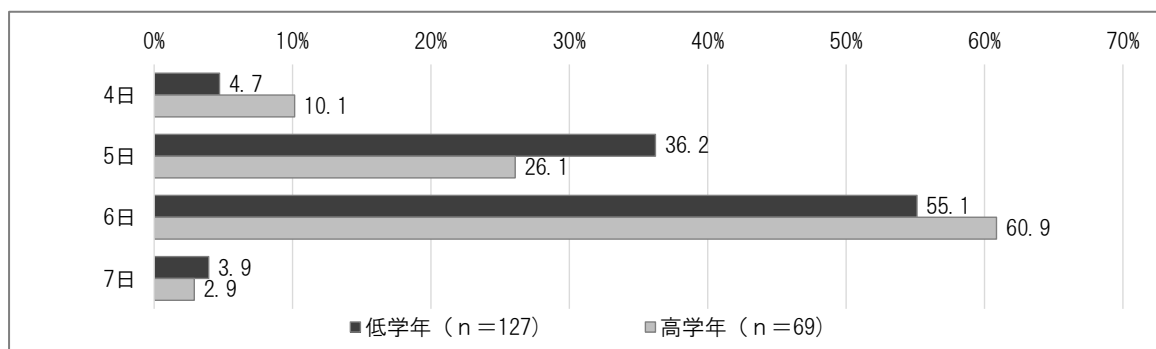
「放課後児童クラブ [学童保育]」は今回調査で4.7ポイントの増加となっています。

その他に「放課後子ども教室」が3.3ポイント、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が2.1ポイント増加しています。

設問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんについて、放課後（平日の小学校下校後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答）



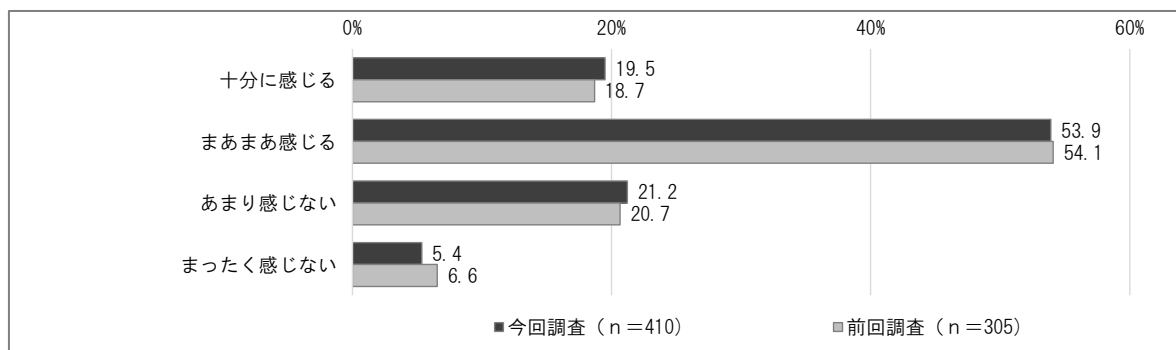
また、「放課後児童クラブ [学童保育]」について利用したい日数をお聞きしたところ、低学年では6日が55.1%と最も高く、高学年でも60.9%と最も高くなっています。



④ 子育て満足度（子育てのしやすさ）について

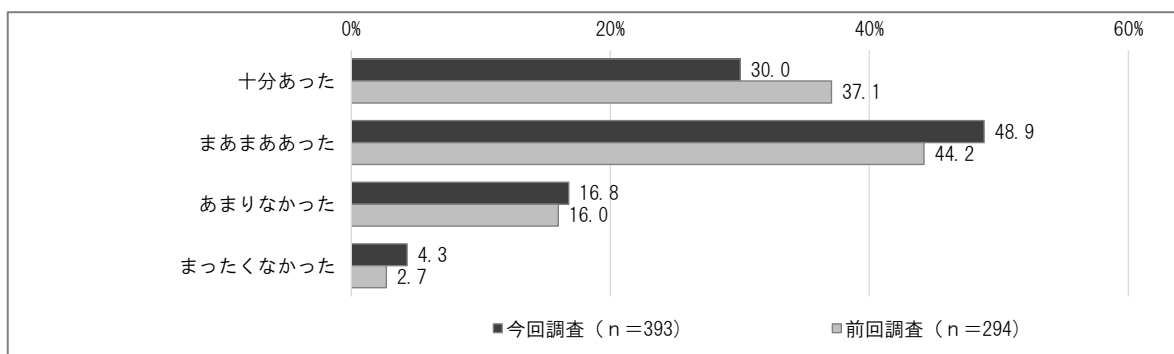
子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられていると感じているかについては、前回調査と比較しても大きな変動はみられず、「まあまあ感じる」が最も高く 53.9%となっています。

設問 子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられていると感じますか。



妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感については、「まあまああった」が最も高く、48.9%となっており、今回の調査では 4.7 ポイントの増加となっています。

設問 宛名の子どもさんの妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感はいかがでしたか。



環境や支援への満足度については、「満足度が低い」が前回調査より減少し、「満足度が高い」と「やや高い」が増加しており、満足度の増加がうかがえます。

設問 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について、当てはまる番号1つに○をつけてください。

	今回調査 (n=402)	前回調査 (n=301)
満足度が高い	17.9	8.0
やや高い	32.1	22.9
普通	35.3	43.5
やや低い	10.2	16.9
満足度が低い	4.5	8.6

5 子ども・子育てを取り巻く課題

本市における現状データや実態調査の結果を踏まえ、以下に課題をまとめました。

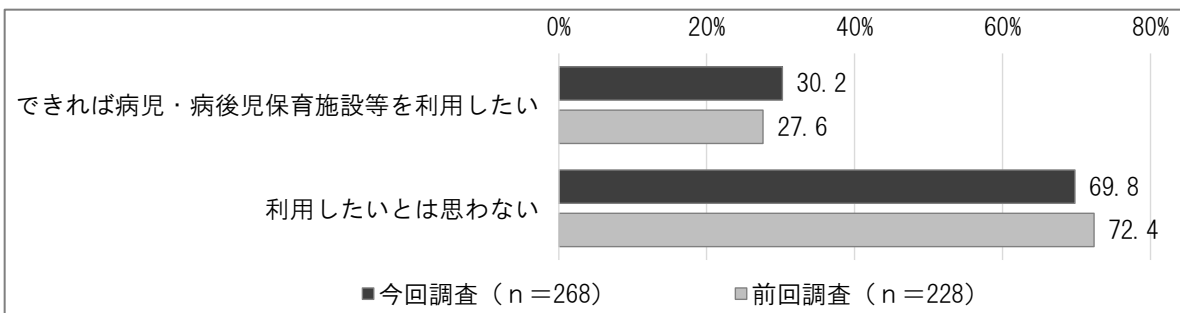
(1) 子どもの教育・保育の環境について

- 本市の平成30年4月の教育・保育施設の利用状況（各年齢）は0歳が18%、1・2歳が72%となっており、3歳～5歳においては97%とほぼ全数に近い状況となっています。
本計画における実態調査の結果をみると、前提条件として教育・保育の無償化の有無による幼稚園の利用には6.5ポイントの増加がみられ、教育ニーズに変化がみられることから潜在的な教育ニーズがあること等が考えられます。
- 母親の就労状況については、統計データから女性の就労者数が増加している様子がわかり、実態調査の結果からも、5年前と比べて就学前及び小学生ともに、母親のフルタイム就労が増加していることがわかります。また、就労に関連して家を空ける時間帯にも変化がみられ、実態調査の結果から就学前の母親では「帰宅時間」が5年前の16時台、17時台が中心であったのに対して、今回の調査では17時台、18時以降が中心となっています。
そのため働きながら育児をする保護者の実態の変化に注視し、柔軟な対応が必要となります。
- 小学校の放課後の過ごし方について、実態調査の結果をみると、「放課後児童クラブ」と回答した保護者のうち、就学前では76.3%（前回より12ポイント増）、小学生では39.7%（前回より4.7ポイント増）となっています。ともに増加している状況ですが、就学前の保護者の就学後を想定した利用希望と小学校に入学した後の実態を踏まえた希望とは異なることがうかがえます。
また、今後もニーズが増加していくことも予想されるため、地域の状況に応じた整備を進めていくことが必要です。

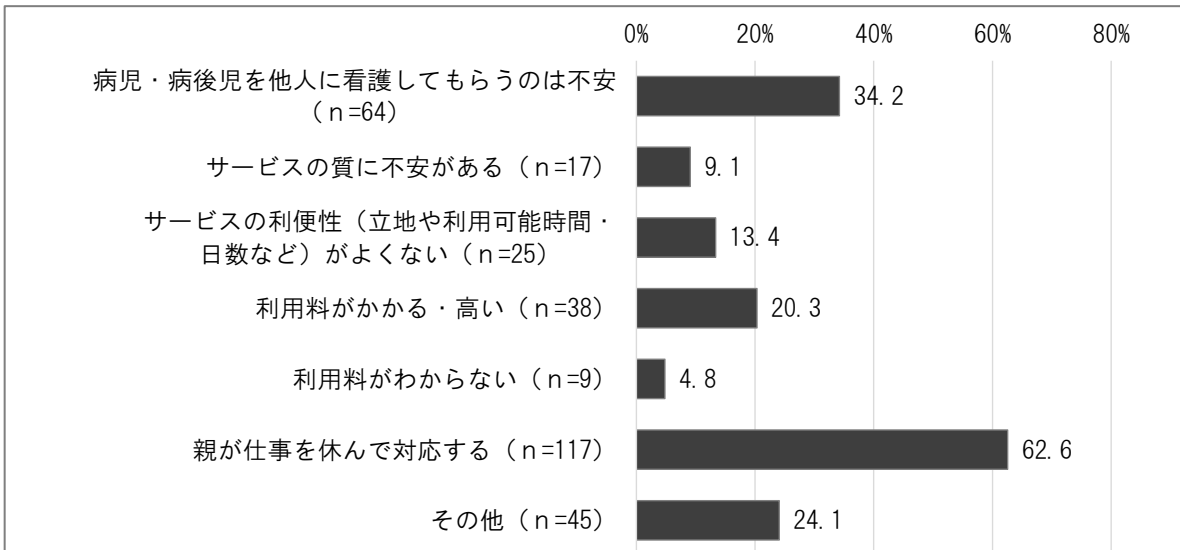
(2) 子育て環境について

- 豊後高田市での病児保育事業については、平成 28 年度から 2 か所で実施し、年々利用者も増加しています。実態調査の結果では、病児・病後児保育の利用を「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」とする回答は、前回調査から 2.6 ポイント増加となっていますが、「利用したいとは思わない」とする回答は 69.8%となっています。利用しない理由については、おおむね「親が仕事を休んで対応する」(62.6%) とする回答となっていますが、次いで「病児・病後児を他人に看護してもらうのは不安」(34.2%) の順となっているため、これらの不安要素を軽減させる取組が必要です。

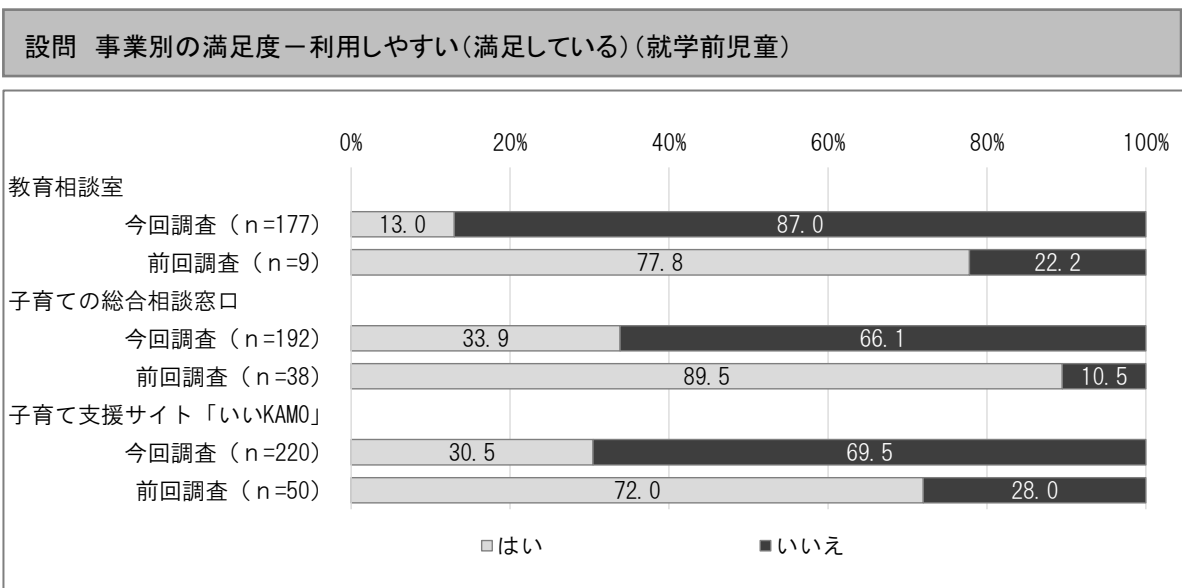
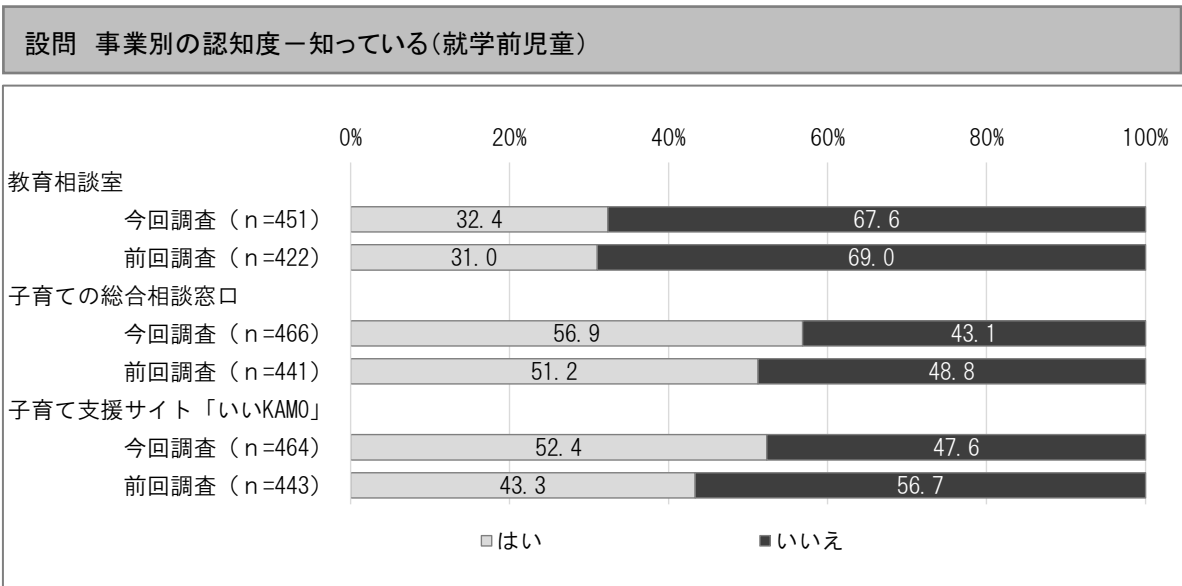
設問 「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。(就学前児童)



設問 利用したいとは思わない理由(就学前児童)(今回調査)



- 教育相談室、子育ての総合相談窓口、子育て支援サイト「いいKAMO」等については、子ども・子育てに関する情報提供体制を充実させてきたことで実態調査でも「知っている」とする回答の割合が増加していることから、これらの事業の認知度は増加していると考えます。しかしながら、利用のしやすさ（満足度）に関しては5年前と比べて「いいえ（不満足）」とする回答が増加しており、何らかの改善が必要であることがうかがえ、さらなる工夫が求められます。

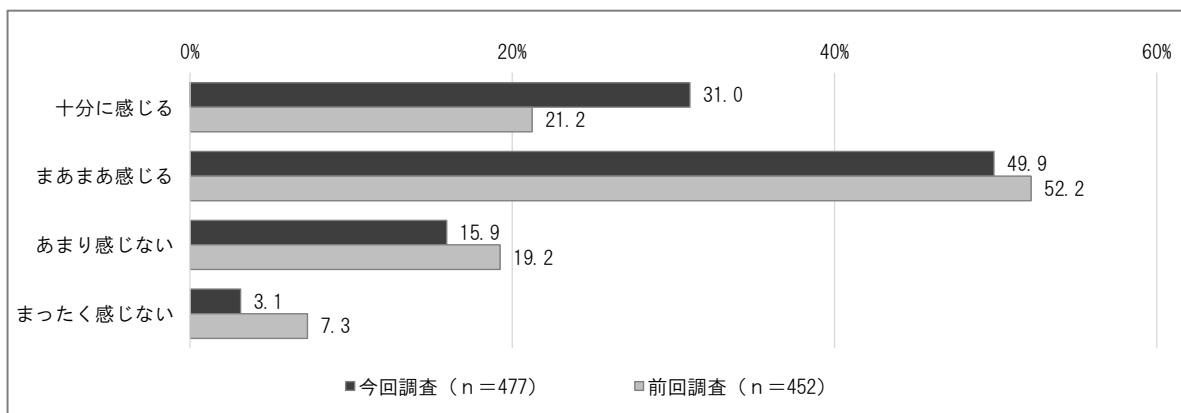


(3) 地域における子育て環境について

- 少子化・核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。アンケート調査の結果では、「地域の人に（もしくは社会で）支えられていると感じますか」との設問において、小学生では大きな変化はありませんが、就学前児童では「あまり感じない」、「まったく感じない」とする回答が、前回調査から減少して19%となっています。

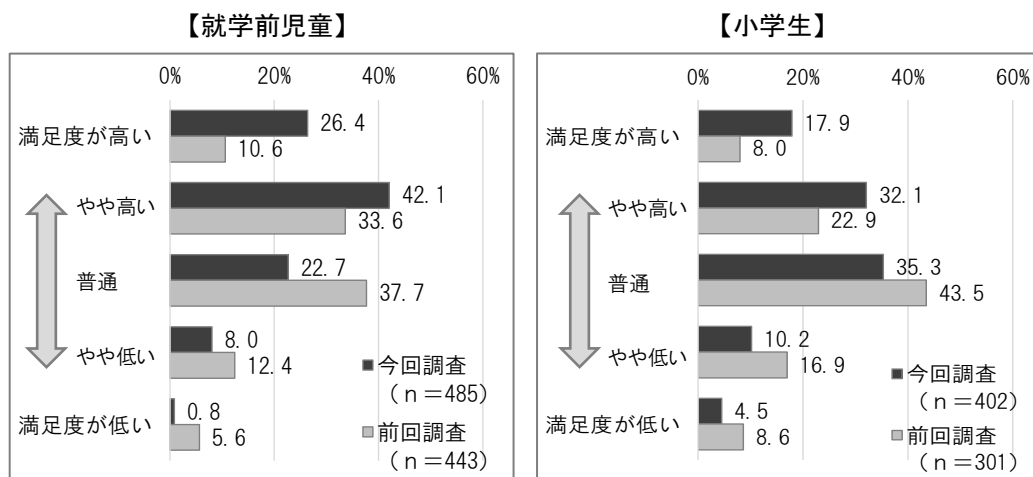
このことから、地域の子育て力（地域力）の向上により、親の育児不安や負担の軽減を図り、安心して子育てができるよう施策を展開していくことが考えられます。

設問 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について(就学前児童)



- アンケート調査では地域における子育ての環境や支援への満足度についてもお聞きしていますが、その結果は全体的にみて、前回調査から満足度が高い方へとシフトしており、満足度が上がっている様子がうかがえます。引き続き、子育て家庭のニーズを捉えたきめ細かな施策を実施することが重要です。

設問 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について



(4) すべての子どもに対する支援について

- 全国的にも障がいのある子どもは増加傾向ですが、近年では発達障がいの増加も問題となっています。本市でも障がいのある子どもへの支援に取り組み、「豊後高田市障がい児福祉計画」を策定するなど、その支援の充実に努めています。そのため、子育て支援施策との緊密な連携を図る必要があります。障がい等の早期発見・支援を進めるために、母子保健施策や、障がい児支援と子育て支援の連携体制を確保することが重要です。また、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状況を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況に応じた支援を実施することも重要です。

- 虐待を受けた子どもや、何らかの事情により実の親が育てられない子どもを含め、すべての子どもの育ちを保障する観点から、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実が求められます。また、支援が必要な家庭、適切なサービスや支援を結びつけるとともに、地域の人々と連携し、地域資源を活用しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行う必要があります。

第4章 子ども・子育て支援事業計画の見込みと確保方策

「子ども・子育て支援法」第61条の規定により、子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに幼児期の学校教育・保育、地域型保育、地域の子ども・子育て支援についての量の見込みと確保方策を記載することとされています。

1 教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、新たに市町村が定めるもので、市町村にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。本市においても第1期計画策定時に設定され、それぞれの現状の提供体制、利用状況及び上記の観点も踏まえた上で、下記の理由により事業ごとに設定しています。

- 1 現状、待機児童もない利用状況であり、全域にて確保できている状況であること。
- 2 一時的な需要の増減に対して、広域で調整しやすいこと。
- 3 施設運営は、広範囲の児童を柔軟に受け入れられるため、安定しやすいこと。
- 4 区域を細分化することにより需給バランスの区域差が生じ、不足の設置許可（供給過多）の可能性を防げること。

2 教育・保育提供区域の設定

(1) 本市における教育・保育提供区域

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	全域	教育・保育の区域設定については1区域（基本型）とする。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1・2歳）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から本市全域を基本とします。なお、放課後児童健全育成事業については、現状を踏まえて、小学校区による区域設定とします。

11 事業	提供区域	考え方
① 利用者支援に関する事業	全域	教育・保育施設の活動の一環であるため、市内全域とする。
② 延長保育事業	全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、市内全域とする。
③ 放課後児童健全育成事業	小学校区	現状どおり、各小学校区を基本として実施する。
④ 子育て短期支援事業	全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業	全域	現状どおり、市内全域とする。
⑥ 養育支援訪問事業	全域	現状どおり、市内全域とする。
⑦ 地域子育て支援拠点事業	全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
⑧ 一時預かり事業	全域	教育・保育施設での利用も含むため、市内全域とする。
⑨ 病児・病後児保育事業	全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
⑩ 子育て援助活動支援事業	全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
⑪ 妊婦健診事業	全域	現状どおり、市内全域とする。

3 教育・保育の提供体制の確保方策と実施時期

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握した利用希望を踏まえて、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保方策及び実施時期を設定します。

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

■ 豊後高田市区域・量の見込み確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	147人	141人	139人	138人	139人
確保方策	260人	260人	260人	260人	260人
特定教育・保育施設	260人	260人	260人	260人	260人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	113人	119人	121人	122人	121人

※ 必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び広域利用の見込み

(2) 2号認定（3歳以上、保育所を利用希望）

■ 豊後高田市区域・量の見込み確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	301人	289人	286人	284人	284人
確保方策	295人	295人	295人	295人	295人
特定教育・保育施設	295人	295人	295人	295人	295人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	▲6人	6人	9人	11人	11人

※ 必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び広域利用の見込み

(3) 3号認定（0歳、保育所を利用希望）

■ 豊後高田市区域・量の見込み確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	43人	42人	41人	41人	39人
確保方策	45人	45人	45人	45人	45人
特定教育・保育施設	45人	45人	45人	45人	45人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	2人	3人	4人	4人	6人

※ 必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び広域利用の見込み

(4) 3号認定（1・2歳、保育所を利用希望）

■ 豊後高田市区域・量の見込み確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	222人	226人	220人	216人	212人
確保方策	230人	230人	230人	230人	230人
特定教育・保育施設	230人	230人	230人	230人	230人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	8人	4人	10人	14人	18人

※ 必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び広域利用の見込み

4 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策と実施時期

国から提示される基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保方策及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保方策は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業

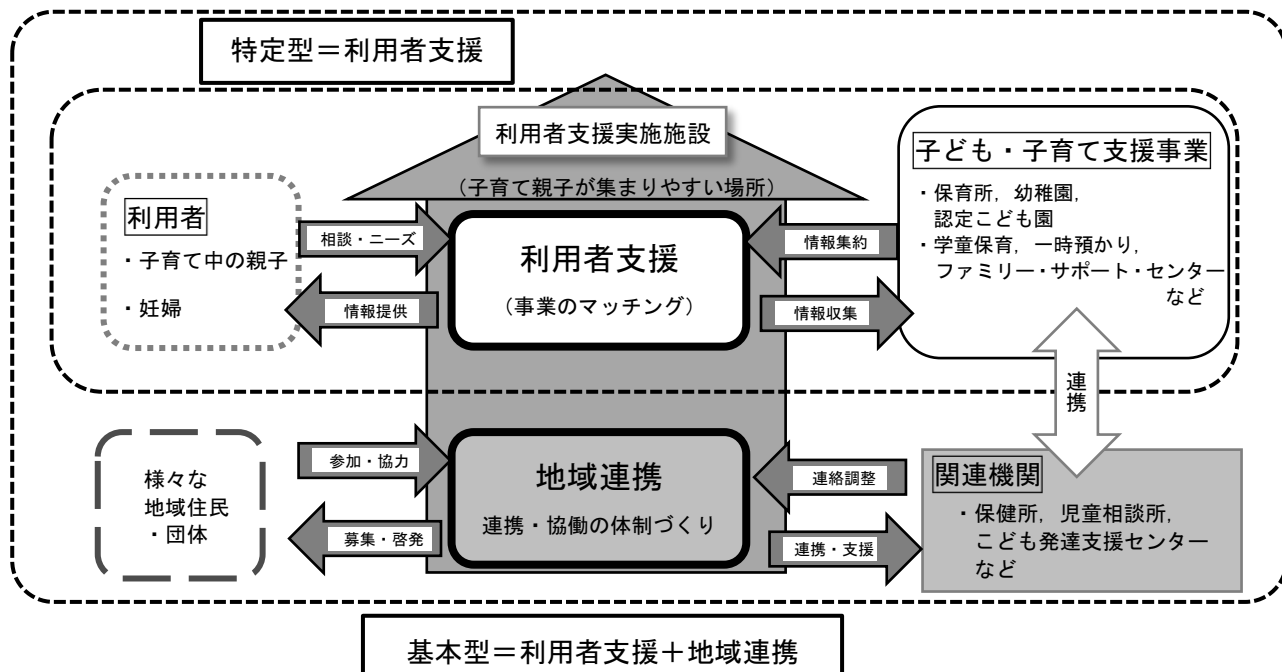
子どもや保護者が、保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

現在、地域子育て支援拠点において、実施しています。

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【利用者支援事業のイメージ図】



(2) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育利用時間を超えて保育を実施しています。

[対象年齢] 0～5歳

[単 位] 人（延べ利用者数）・か所／年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,949人	3,811人	3,768人	3,733人	3,742人
確保方策	3,949人	3,811人	3,768人	3,733人	3,742人
実施施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブ等において、共働き家庭など親が留守の家庭の児童に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。また、学びの21世紀塾事業による放課後寺子屋での学習支援も併せて実施します。

[対象年齢] 6～11歳

[単 位] 人（年間実利用者数）／年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年総数	300人	308人	322人	325人	334人
小学1年生総数	106人	111人	116人	117人	120人
小学2年生総数	107人	109人	115人	116人	118人
小学3年生総数	87人	88人	91人	92人	96人
高学年総数	136人	139人	147人	148人	157人
小学4年生総数	60人	61人	66人	66人	69人
小学5年生総数	44人	45人	47人	47人	50人
小学6年生総数	32人	33人	34人	35人	38人
量の見込み総数	436人	447人	469人	473人	491人
確保方策総数	436人	447人	469人	473人	491人

■ 各区域別・量の見込み及び確保方策

	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高田校区	小学1年生	39人	40人	42人	42人	42人
	小学2年生	37人	38人	40人	40人	40人
	小学3年生	29人	30人	32人	32人	32人
	小学4年生	14人	14人	15人	15人	16人
	小学5年生	9人	9人	10人	10人	10人
	小学6年生	4人	4人	4人	4人	5人
	計(量の見込み)	132人	135人	143人	143人	145人
	確保方策	132人	135人	143人	143人	145人
桂陽校区	小学1年生	24人	25人	26人	27人	28人
	小学2年生	23人	23人	24人	25人	26人
	小学3年生	14人	14人	14人	15人	15人
	小学4年生	7人	7人	8人	8人	8人
	小学5年生	3人	3人	3人	3人	3人
	小学6年生	2人	2人	2人	2人	2人
	計(量の見込み)	73人	74人	77人	80人	82人
	確保方策	73人	74人	77人	80人	82人
河内校区	小学1年生	5人	5人	5人	5人	5人
	小学2年生	4人	4人	4人	4人	4人
	小学3年生	4人	4人	4人	4人	5人
	小学4年生	3人	3人	4人	4人	4人
	小学5年生	2人	3人	3人	3人	3人
	小学6年生	2人	2人	3人	3人	3人
	計(量の見込み)	20人	21人	23人	23人	24人
	確保方策	20人	21人	23人	23人	24人
都甲校区	小学1年生	5人	5人	6人	6人	6人
	小学2年生	6人	7人	7人	7人	7人
	小学3年生	6人	6人	6人	6人	7人
	小学4年生	7人	7人	7人	7人	7人
	小学5年生	6人	6人	6人	6人	7人
	小学6年生	5人	5人	5人	5人	6人
	計(量の見込み)	35人	36人	37人	37人	40人
	確保方策	35人	36人	37人	37人	40人
呉崎・ 草地校区	小学1年生	10人	11人	11人	11人	12人
	小学2年生	11人	11人	12人	12人	12人
	小学3年生	10人	10人	10人	10人	11人
	小学4年生	7人	7人	8人	8人	8人
	小学5年生	6人	6人	7人	7人	7人
	小学6年生	5人	5人	5人	5人	6人
	計(量の見込み)	49人	50人	53人	53人	56人
	確保方策	49人	50人	53人	53人	56人
田染校区	小学1年生	3人	3人	3人	3人	4人
	小学2年生	3人	3人	3人	3人	3人
	小学3年生	3人	3人	3人	3人	3人
	小学4年生	3人	3人	3人	3人	3人
	小学5年生	3人	3人	3人	3人	3人
	小学6年生	3人	3人	3人	3人	3人
	計(量の見込み)	18人	18人	18人	18人	19人
	確保方策	18人	18人	18人	18人	19人

	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
真玉・ 臼野校区	小学1年生	13人	14人	14人	14人	14人
	小学2年生	13人	13人	13人	13人	14人
	小学3年生	12人	12人	12人	12人	12人
	小学4年生	10人	11人	11人	11人	12人
	小学5年生	7人	7人	7人	7人	7人
	小学6年生	5人	6人	6人	6人	6人
	計(量の見込み)	60人	63人	63人	63人	65人
	確保方策	60人	63人	63人	63人	65人
香々地校区	小学1年生	5人	6人	6人	6人	6人
	小学2年生	7人	7人	8人	8人	8人
	小学3年生	6人	6人	7人	7人	7人
	小学4年生	6人	6人	7人	7人	7人
	小学5年生	5人	5人	5人	5人	6人
	小学6年生	4人	4人	4人	4人	4人
	計(量の見込み)	33人	34人	37人	37人	38人
	確保方策	33人	34人	37人	37人	38人
三浦校区	小学1年生	2人	2人	3人	3人	3人
	小学2年生	3人	3人	4人	4人	4人
	小学3年生	3人	3人	3人	3人	4人
	小学4年生	3人	3人	3人	3人	4人
	小学5年生	3人	3人	3人	3人	4人
	小学6年生	2人	2人	2人	3人	3人
	計(量の見込み)	16人	16人	18人	19人	22人
	確保方策	16人	16人	18人	19人	22人

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

[対象年齢] 0～18歳

[単 位] 人（延べ利用者数）・か所／年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20人	20人	20人	20人	20人
確保方策 （実施施設数）	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

[対象年齢] 0歳

[単 位] 人／年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	147人	143人	141人	138人	133人
確保方策	147人	143人	141人	138人	133人
実施体制	市				

(6) 養育支援訪問事業・要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童

[単 位] 人／年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	35人	34人	34人	33人	33人
確保方策	35人	34人	34人	33人	33人
実施体制	市、子育て支援拠点				

(7) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[単 位] 人(延べ利用者数)・か所/年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	15,656人	15,692人	15,337人	15,017人	14,662人
確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、幼稚園、保育所等で、一時的に預かる事業です。

① 一時預かり事業(幼稚園)(1号認定) / 幼稚園在園児(3~5歳)

[単 位] 人(延べ利用者数) / 年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	11,222人	10,829人	10,707人	10,608人	10,633人
確保方策	11,222人	10,829人	10,707人	10,608人	10,633人
実施施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

② 一時預かり事業(保育所等) / 保育園児以外(0~5歳)

[単 位] 人(延べ利用者数)・か所/年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	557人	547人	538人	530人	524人
確保方策	557人	547人	538人	530人	524人
実施施設数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

(9) 病児・病後児保育事業

家庭で保育のできない乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業です。

[単 位] 人(延べ利用者数)・か所/年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	616人	603人	597人	581人	576人
確保方策	616人	603人	597人	581人	576人
実施施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育ての手助けがほしい人(依頼会員)や子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、又は両方を兼ねる人(両会員)に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。

[単 位] 人(延べ利用者数)/年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	123人	125人	122人	118人	114人
確保方策	123人	125人	122人	118人	114人

(11) 妊婦健診事業

妊婦が定期的に受ける健診費用に対して助成を行う事業です。

[単 位] 人/年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	143人	141人	138人	133人	129人
確保方策	143人	141人	138人	133人	129人
実施体制	市				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

[単 位] 人／年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4人	4人	4人	4人	4人
確保方策	4人	4人	4人	4人	4人

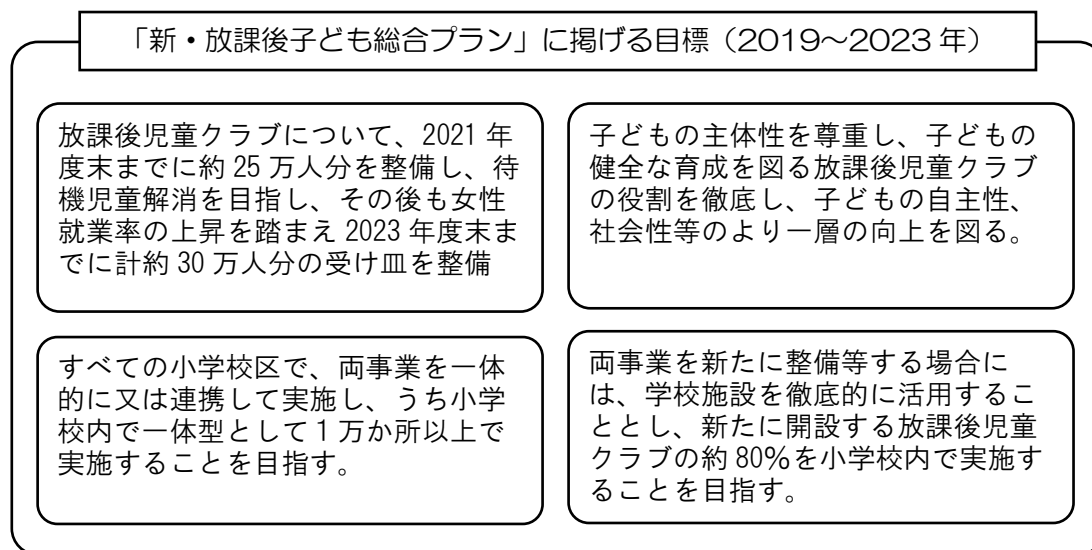
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究のほか、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設の設置や運営を促進するための事業です。

本市では、現行の幼稚園・保育所体制でニーズに応えることが可能と考えていますが、今後、民間事業者の参入促進が必要となった場合に検討することとします。

5 新・放課後子ども総合プラン

国は、いわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の計画的な整備等を推進するため、「放課後子ども総合プラン」が策定されましたが、その後、平成30年9月には、放課後児童クラブにおける待機児童の解消などを目標とした「新・放課後子ども総合プラン」に改訂し、公表されています。



豊後高田市においても「新・放課後子ども総合プラン」の方針に沿い、学校施設の徹底活用はもとより、「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」との一体型運営、又は連携実施等の検討を含め、すべての児童が放課後等において、安全・安心に過ごすことができるよう居場所の確保に取り組めます。

第5章 目標実現に向けた施策内容の評価と課題

基本目標1 安心な子育てを支援する環境づくり

家庭は子どもにとって、生活する上でのかけがえのないよりどころです。そのためには、父母その他の保護者が協力して、豊かな家庭を築き、子育ての楽しさを実感しながら安心して子育てをすることができる環境が必要です。さらに、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであるため、子どもの最善の利益を第一に考えながら、住民からの意向や地域の情勢を踏まえての教育・保育の一体的提供が重要となり、幼稚園・保育園における主体的な遊びを中心とした総合的な指導から小学校への円滑な接続ができるよう配慮する必要があります。

また、国の幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、引き続き、教育・保育の提供体制を確保するとともに、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に努めます。

育児は、家庭を中心に行われますが、社会全体での子育て支援の必要性がますます重要となっていることから、親、地域、企業、行政などが協力しながら子育てを支援する仕組みをつくっていきます。

女性の社会進出が進む中で、子育てのほとんど負担が母親にかかっている家庭が多く、男女が協力して子育てができるように、職場における就労条件の見直しを進め、子育てと仕事が両立できる仕組みづくりや経済的な負担の軽減などに努めます。

1 地域における子育て支援サービスの充実

事業名 【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
地域子育て支援 拠点事業 【子育て支援課】	高田地区・真玉地区・香々地地区での花っこルームや、おひさまひろば等、拠点の充実により、どの地域でも利用しやすい体制を整えます。	継続
利用者支援事業 【子育て支援課】	子育て支援や就労支援の情報提供・相談のワンストップ化を図るため、コンシェルジュによる総合窓口の設置や、花っこルーム高田にはコーディネーターの常駐、他の拠点でも週1回の相談日を設けるなど、支援体制を整えます。	継続
ファミリー・サポート・ センター事業 【子育て支援課】	依頼会員・提供会員・両会員、それぞれ会員数も着実に増えており、サービスも定着化しています。預かりサービス等との組合せ利用も増えており、さらなる充実を図ります。	継続
病児・病後児保育 事業 【子育て支援課】	保護者の仕事と育児の両立をサポートするため、幅広く受入れを行っており、保護者のニーズの高まりに併せて、さらなる利用促進を図ります。	継続
子育て用品 レンタル事業 【子育て支援課】	拠点を活用して、短期間しか使わない、ニーズの高い子育て用品のリユース・リサイクルを促し、その確保・貸出しを行っています。	継続

事業名 【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
ショートステイ事業 【子育て支援課】	児童養護施設（2か所委託）を確保して、相談・利用体制を整えています。	継続
トワイライトステイ事業 【子育て支援課】	児童養護施設（2か所委託）を確保して、相談・利用体制を整えています。	継続
放課後児童健全育成事業 【子育て支援課】	市内全小学校区で、放課後の児童を預かる体制を整えています。	継続
家庭訪問型子育て支援事業 【子育て支援課】	核家族の進行や移住者が増加する中、産前・産後において育児の孤立や児童虐待の未然防止、保護者の不安感の軽減を図るため、訪問相談体制を整えています。	継続
児童館事業 （出前児童館含む） 【人権・同和対策課】	夏休み等児童が参加しやすい時期を活用して、登録ボランティアとの協働により、工作・手芸教室の開催を通じて、交流促進を図ります。	継続
ママ家事サポート 【子育て支援課】	妊産婦さんの自宅に「家事サポさん」を派遣して、家事・育児のお手伝いをします。	継続
ふれあい食堂 【社会福祉課】	「子どもの孤食」を防ぎ、「栄養バランスのとれた食事」の提供を目的として、子育て家庭・高齢者がふれあえる環境を提供することで、子どもの健全な成長とコミュニティー機能の充実を図ります。	継続

2 教育・保育サービスの充実

事業名 【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
通常保育事業 【子育て支援課】	国の幼児教育・保育の無償化に伴い、潜在的な保育ニーズが高まっていますが、待機児童を出さないよう、引き続き、適切な定員を確保します。	継続
公立幼稚園の教育 【教育委員会】	小学校への円滑な接続を目指す「幼小連携」を積極的に取り入れ、知・徳・体を総合的に育む独自の幼児教育とともに、無料の預かり保育も行っています。	継続
延長保育促進事業 【子育て支援課】	市内保育園において、必要に応じて通常の開所時間を超えて保育サービスを提供します。	継続
一時保育促進事業 【子育て支援課】	保護者の60時間未満の就労のほか、病気、育児疲れ解消のため、市内の保育園・拠点において、一時的にお子さんを預かる体制を整えています。	継続
休日保育事業 【子育て支援課】	市内保育園（1園）日曜日・祝日も勤務されている保護者のため、休日保育の体制を整えています。	継続

3 子育て家庭への支援

事業名 【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
保育料・授業料・ 給食費の無料化 【子育て支援課】 【教育委員会】	市内の保育園保育料・幼稚園授業料・給食費の完全無料化により、子育て家庭の負担軽減を図ります。	継続
学校給食費の無料化 【教育委員会】	小・中学校の学校給食費の無料化により、義務教育期間における負担軽減を図ります。	継続
子育て応援誕生祝金 【子育て支援課】	未来を担う「豊後高田っ子」の誕生を祝い、健やかな成長を願って「祝金」を支給します。	継続
子育てサイト 「いいKAMO」 【子育て支援課】	本市の子育てに役立つ情報を一元化した専用サイトを開設しており、市外からのアクセス数の増加傾向に対応して、さらなる充実を図ります。	継続

基本目標2 健やかに産み育てる環境づくり

すべての子どもの健やかな成長のために、妊娠期から乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、「子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）」による総合的な支援体制の整備に努め、子どもの発育や成長段階に応じた疾病予防・健康増進のため妊産婦健康診査、妊産婦・新生児訪問指導、乳幼児健診等の充実を図ります。

また、健康づくりの基礎となる食事については、発育段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくりの体験活動など、食育の推進を図ります。

思春期保健対策としては、性教育をはじめ各種思春期保健についての普及・啓発及び薬物使用の危険性などに対する理解など、心の健康づくりの支援にも取り組めます。

1 子どもや母親の健康の確保

事業名 【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
子育て世代包括支援センター 【子育て支援課】	妊娠期から子育て期にわたる相談・支援を総合的に実施し、行政、子育て支援拠点等の連携による窓口のワンストップ化を行います。	新規
不妊治療費助成事業 【子育て支援課】	不妊治療の経済的負担軽減を図るため、治療費の一部を助成しています。	継続
不育治療費助成事業 【子育て支援課】	不育治療の経済的負担軽減を図るため、治療費の一部を助成しています。	継続
妊産婦医療費助成事業 【子育て支援課】	妊産婦が安心して子どもを産み育てられるために、妊産婦の保険適用分の医療費の自己負担額を助成します。	新規
妊婦健康診査 【子育て支援課】	母子の健康保持と子育て世代の負担軽減を図るため、無料で利用できる妊婦健康診査受診券（14回分）を交付しています。また、多胎妊婦には7回分の追加受診券を交付します。	継続
乳幼児健康診査 【子育て支援課】	乳幼児の健康の保持・増進、疾病の早期発見のため、生後4か月・8か月・1歳6か月・3歳6か月・5歳の各時期における集団健診の実施とともに、医療機関での無料で受けられる個別健診（生後3～6か月・9～11か月）受診券を交付します。	継続
1歳6か月児・3歳児 歯科健康診査 【子育て支援課】	1歳6か月・3歳児を対象として、歯科健診・ブラッシング指導・フッ素塗布を実施しています。	継続
小・中学校での フッ化物洗口 【教育委員会】	児童・生徒の「う歯」率の低減を図るため、歯科医師会・薬剤師会と連携し、小・中学校において、フッ化物洗口を実施しています。	継続
親と子のよい歯の コンクール 【子育て支援課】	歯科医師会と連携し、歯科保健の普及・啓発に取り組んでいます。	継続

事業名 【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
新生児聴覚診査 【子育て支援課】	出生後に赤ちゃんの耳の聞こえの状態について、無料検査が受けられる受診券を交付しています。	継続
妊産婦・こんにちは 赤ちゃん訪問事業 【子育て支援課】	母子の健康の保持・増進、乳児の健やかな成長を支援し、支援等が必要な妊産婦や、生後4か月までの赤ちゃん・産婦すべてを対象に、保健師・助産師が訪問し相談を行っています。	継続
5歳児フォロー相談会 【子育て支援課】	5歳児健診結果に基づいて、就学に向けて支援が必要な幼児を対象に、就学に向けた相談の場として、大分大学小児科医や臨床心理士による診療、検査等を通じた相談の場を提供しています。	継続
乳幼児精密健康診査 【子育て支援課】	各健診結果により、健やかな発達に向けて支援を要する乳幼児に対して、作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士による助言・指導・相談の場を提供し、必要に応じて療育等につなげています。	継続
巡回相談 【子育て支援課】	各健診結果により、健やかな発達に向けて支援を要する乳幼児に対して、保育士・作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士による発育を促す助言・指導・相談の場を提供し、必要に応じて療育等につなげています。	継続
母親・父親学級 【子育て支援課】	NPO法人アンジュ・ママンが企画・運営する「プレママ・プレパパ講座」で対応しています。	継続
育児相談 【子育て支援課】	児童の健やかな成長・発達を促し、育児不安の軽減を図るため、電話、来所による育児相談、身体計測等を行っています。	継続
子育て教室 【子育て支援課】	母子担当とアンジュ・ママン協働で、育児に対する正しい知識の普及・啓発のため、「にこにこ教室」、「もぐもぐ離乳食相談」を実施しています。	継続
各種予防接種事業 【健康推進課】	定期予防接種に加え、ロタウィルス、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、中学生までのインフルエンザ予防接種に対する助成を行っています。	継続

2 食育の推進

事業名 【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
妊産婦や乳幼児の栄養指導・栄養相談事業 【子育て支援課】	母子手帳交付時、赤ちゃん訪問時、生後4か月・8か月、1歳6か月、3歳6か月、5歳児健診において、妊産婦・乳幼児の栄養指導・相談を実施しています。	継続
食生活改善推進協議会による食育推進事業 【子育て支援課】	「食べよう野菜、慣れよううす味」をスローガンとして、家庭で実践できる「減塩」等の普及・啓発を行っています。	継続
事業名 【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
地産地消運動による食育推進事業 【教育委員会】	地産地消の日を設定し、学校給食の献立に地元産の材料等を取り入れる等、地産地消運動を展開します。	継続
学校における食に関する指導 【教育委員会】	栄養教諭が作成した年間指導計画に基づいて、各学校に出向き、学級活動や集会等において、食育指導を行っています。	継続

3 思春期保健対策の充実

事業名 【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
学校と連携による思春期保健普及・啓発活動 【子育て支援課】	保健師、児童福祉士等が保健所、学校やNPOと連携しながら、性教育をはじめ各種思春期保健についての出前授業等を通じた普及・啓発活動を行っています。	継続

4 小児医療の充実

事業名 【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
子ども医療費の無料化 【子育て支援課】	保険適用分の子どもの医療費（0歳から高校生までの入院・通院・歯科・調剤分）を無料化しています。	継続

基本目標3 心身ともに豊かな子どもを育む環境づくり

次世代を担う子どもが自立した人間に成長するためには、自分で人生の困難を乗り越える力や、他人を思いやる心など、豊かな人間性とたくましく生きるための体力などを基盤とする「生きる力」を育み、子どもの個性や可能性を伸ばすことが必要です。

そのため、家庭においては、将来の人格形成の場であることを踏まえつつ、発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供など、家庭教育への支援を充実するとともに、子どもと共通の体験をし、豊かな時間を共有するためのふれあいの場の整備に取り組みます。

学校教育においては、確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成、信頼される学校づくり、幼児教育の充実などを含め、地域の創意工夫を生かした魅力ある教育環境づくりに取り組みます。また、急速なスマートフォンの普及により、SNSなどの新たな情報手段が子どもたちの新たな脅威となっていることから、情報セキュリティ・モラル教育に取り組みます。

地域においては、自然などを活用した多様な体験活動の機会の充実などを通して、地域ぐるみで子どもを育てる「地域の教育力」を高め、児童の健全育成に努めます。

また、家庭と学校、地域、行政などの地域ぐるみで、非行や不登校、児童虐待などへの対策に取り組みます。

1 次代の親の育成

事業名 【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
思春期赤ちゃん ふれあい事業 【子育て支援課】	NPOとも連携しながら、将来親となる思春期を迎える小・中・高校生を主な対象として、赤ちゃんと直接ふれあうことを通じて、命の大切さについて学習しています。	継続

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備

事業名 【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
学びの21世紀塾 いきいき寺子屋活動 【教育委員会】	学びの21世紀塾の土曜日講座として算数、そろばん、パソコン等の学習支援を行っています。さらに、土曜日以外についても放課後の子どもたちのニーズに合った講座の開催を通じて、学習の定着を図ります。	継続
命の大切さを学ぶ 講演会等の開催 【教育委員会】	各小学校の6年生を対象として開催する「宿泊体験スクール」のカリキュラムに防災学習を取り入れ、青少年健全育成市民会議と連携して取り組みます。	継続
教育相談員の配置 【教育委員会】	関係機関と連携を図りながら、いじめや虐待等の未然防止、早期発見・早期解決を図ります。	継続

事業名 【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
問題行動に対する 地域行動連携事業 【教育委員会】	問題行動の抑止やその対策について、各学校の生徒指導主任・生徒指導主事その他関係機関で構成される「校外補導連盟連絡協議会」を組織し、定期的に情報交換・情報共有を図ります。	継続

3 家庭や地域の教育力の向上

事業名 【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
家庭教育学級事業 【教育委員会】	家庭での子どもとの接し方、心構えなど、相互に情報共有を図るため、PTA会員等を主な対象として実施しています。	継続
芸術・文化事業 【教育委員会】	年間1～2校程度を対象として、募集により本格的な文化芸術の巡回公演や芸術家の派遣を行っています。	継続
体験学習・ふれあい 学習事業 【教育委員会】	中1ギャップの解消等を目的として、市内小学校6年生を対象にした宿泊体験スクールを青少年健全育成市民会議と協働で実施しています。	継続
学びの21世紀塾 【教育委員会】	子どもたちの生きる力（知・徳・体）を育むため、学校・家庭・地域が一体となって、「いきいき土曜日事業」、「わくわく体験活動事業」、「のびのび放課後活動事業」に取り組んでいます。	継続

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進と児童の健全育成

事業名 【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
青少年健全育成市民 会議の開催 【教育委員会】	様々なイベントの開催・共催を通じて、青少年の社会活動、非行防止等の普及・啓発に取り組んでいます。	継続
週末子ども育成事業 【教育委員会】	市内地区公民館を単位として開催する「わくわく体験活動事業」において、地域の各方面の達人が先生となり、学校では体験できない活動に取り組んでいます。	継続
ふれあいスポーツ 交流事業 【教育委員会】	子どもの健全な育成に資するため、関係団体と連携して各種スポーツ大会の開催やトップアスリート等を招いたイベント交流を行っています。	継続
情報モラル・ セキュリティー教育 【教育委員会】	スマートフォンの普及に伴い、インターネット、SNS等の適切な利用のため、情報モラル・セキュリティー教育に取り組めます。	継続
青少年地域清掃活動 【教育委員会】	児童・生徒、保護者が地域ごとに清掃活動に取り組めます。	継続

基本目標4 安全で快適な子育てにやさしい環境づくり

子どもと親が安全で快適に生活するためには、住宅や住環境の充実に努めるとともに、安全な都市空間の整備などが必要です。

そのため、子どもや子育て家庭に配慮した良質な住宅の供給支援など、子育てを支援する広くゆとりのある住宅や良好な居住環境の確保、安全で自由に活動できる道路交通環境の整備や公共施設などのバリアフリー化を推進します。

また、地域住民と協力して、子どもが犯罪の被害などに遭わないための安全・安心な基盤づくりを進めます。

さらに、子どもを交通事故から守るための交通安全教育を推進するとともに、未就学児が日常的に集団で移動する経路、学校における通学路の安全点検を行うなど、交通安全対策を進めていきます。また、子どもを犯罪から守るための活動の推進、犯罪やいじめなどにより被害を受けた子どもの立ち直りのための支援に努めます。

事業名 【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
子育てにやさしい住宅の提供 【地域活力創造課】	子育て世代が安心して快適に暮らせるメゾネットタイプの子育て支援住宅「エミール城台」や、菜園付きの戸建住宅「住まいるハウス」を提供しています。	継続
ハッピーマイホーム新築応援奨励金 【地域活力創造課】	子育て世代の定住促進のため、市内で住宅を取得した方に10万円（基本）の奨励金を交付しています。	継続
子育て用品レンタル事業 【子育て支援課】	チャイルドシートなどの子育て用品のレンタルを「おひさまひろば」で実施しています。	継続
子ども連絡所の設置 【教育委員会】	市内のすべての小・中学校に「子ども連絡所」を設置し、いつでも・どこでも子どもたちが受け入れられる体制を確保しています。	継続
通学路等合同点検 【教育委員会】 【子育て支援課】	子どもの通学やお散歩のときにおける交通事故の未然防止を図るため、市や学校、保育所、道路管理者、警察等による合同点検を実施しています。	継続
交通安全教室・防犯教室 【教育委員会】 【子育て支援課】	子どもの交通安全の普及・啓発、防犯意識の向上を図るため、小・中学校、放課後児童クラブ等で交通安全教室・防犯教室を開催しています。	継続

基本目標5 子どもの最善の利益を支える環境づくり

少子化問題に取り組むことにより多様な潜在的課題が表面化してきており、近年ではいじめや不登校、児童虐待、子どもの貧困といった課題への対応が求められています。

これまでも、こうした課題に対する取組を行ってきていますが、ひとり親家庭に対しては、経済的負担感を軽減できるよう経済的支援を継続していくことに加え、各種サービスの利用促進につながる情報提供、制度の周知などを進め、子育ての不安感を軽減できるよう取り組みます。

障がいのある子どもについては、関係機関による連携の下、障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、相談体制、福祉サービス等の充実に努めます。

特に、児童虐待対策については、子育ての不安や悩みなどを抱えた保護者が相談しやすい体制づくりに資するため、「子ども家庭総合支援拠点」を中心として、関係者、関係機関等の連携を強化するとともに、すべての子どもが夢と希望を持って成長できるよう、きめ細かな対応を行っていきます。

1 児童虐待防止対策の充実

事業名 【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
子ども家庭総合支援拠点 【子育て支援課】	子ども家庭支援の一体性・連続性を確保し、児童相談所等との円滑な連携・協働体制を確保します。	新規
要保護児童対策地域協議会 【子育て支援課】	虐待の未然防止、早期発見、適切な保護に資するため、児童相談所その他関係機関との適切な連携の下、要保護児童等に対する情報共有、適切な支援を行っています。	継続
家庭児童相談員の配置 【子育て支援課】	子ども家庭総合支援拠点に家庭児童相談室を設置の上、家庭児童相談員を配置して、相談、指導、通告等の業務を行っています。	継続
子どもの人権に関する講演会の開催 【子育て支援課】	子育て講演会時に、子どもの人権に関する視点に立った内容も取り入れています。	継続

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名 【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
母子自立支援員の配置 【子育て支援課】	ひとり親家庭の生活水準・職業能力の向上に向けた相談・支援・指導を行います。	継続
自立支援教育訓練給付金の助成 【子育て支援課】	ハローワークと連携を図りながら、ひとり親の自立に向けた主体的な能力開発等に対して金銭的な支援を行っています。	継続
高等職業訓練促進給付金 【子育て支援課】	ひとり親が看護師、介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修行期間中の生活負担軽減を図ります。	継続

事業名 【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
児童扶養手当の支給 【子育て支援課】	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、子どもの福祉増進のため、国の基準に従って手当を支給し、負担軽減を図ります。	継続
ひとり親家庭医療費の助成 【子育て支援課】	ひとり親家庭の親・子どもの医療費に対して、現物給付による助成を行っています。	継続
母子・寡婦福祉資金貸付 【子育て支援課】	ひとり親家庭に対する経済的支援を行うため、貸付制度を設けています。	継続
奨学金等の贈与・貸与 【教育委員会】 【子育て支援課】	学業・人物ともに優れ、経済的に支援が必要な生徒に対して、奨学資金の贈与・貸与する制度や、ひとり親家庭の子どもの小学校入学準備に必要な費用の一部を支援しています。	継続

3 障がい児施策の充実

事業名【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
障がい児保育事業 【子育て支援課】	心身障がいや発達に遅れがあるものの、集団保育により発達が促進されると判断した児童を受け入れた場合、その保育園に助成を行います。	継続
障がい福祉サービス事業 【社会福祉課】	障害者総合支援法に基づく居宅介護、行動支援、短期入所などのサービスを提供しています。	継続
障がい児通所・施設入所支援事業 【社会福祉課】	児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などを行っています。	継続
地域生活支援事業 【社会福祉課】	自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう相談支援を行うとともに、手話通訳者等の派遣や外出支援、日常生活上の便宜を図るための用具の給付、貸与などを行っています。	継続
重度心身障害者医療助成事業 【社会福祉課】	重度心身障がいのある方や児童の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合、その自己負担相当額を助成しています。	継続
育成医療給付事業 【社会福祉課】	障がいを除去又は軽減し、生活能力の向上や社会活動を容易にするために必要な医療費の一部を給付しています。	継続
心身障害者福祉手当支給事業 【社会福祉課】	障がいのある方や児童の福祉を増進するため、市独自で手当を支給する制度を設けています。	継続
特別児童扶養手当給付事業 【社会福祉課】	一定の障がいのある20歳未満の児童を養育する人に対して、手当を給付しています。	継続
障害児福祉手当給付事業 【社会福祉課】	在宅で常時介護を要する一定の障がいのある20歳未満の児童に対して、手当を給付しています。	継続

事業名【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
補装具交付事業 【社会福祉課】	身体上の障がいを補うための用具の購入や修理を行う場合に、助成を行っています。	継続
軽度・中度聴覚障がい児 支援事業 【社会福祉課】	公的助成を受けられない軽度から中度の聴覚障がいのある児童に対し、補聴器購入に要する経費の一部を助成しています。	継続

基本目標6 仕事と子育てが両立する環境づくり

本市では人口増加に向けた定住促進に当たり、多様な雇用の場の確保を図るため、平成26年に豊後高田市女性雇用促進協議会を設立し、子育てしながら働きやすい環境をつくるため、子育て中の女性を対象に就労に関する情報を提供するとともに、一時保育サービスなどの各種就労支援に取り組んできました。その一方で、国、県、関係団体などと連携を取りながら、労働者、事業主、地域住民などの意識改革を図るため、広報・啓発、情報提供に努め、各関係機関と連携した普及・啓発活動や企業の一般事業主行動計画策定を促進するための広報啓発活動も行ってきました。

今後も男女が性別により差別されることなく、その能力を十分発揮することができる雇用環境の整備に努めるとともに、それぞれのライフスタイルに合わせた多様な働き方を可能とする仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に努め、あらゆる機会を通じてより一層の広報・啓発、情報提供に努めます。

また小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や周知に努めます。

1 働きやすい職場環境の整備

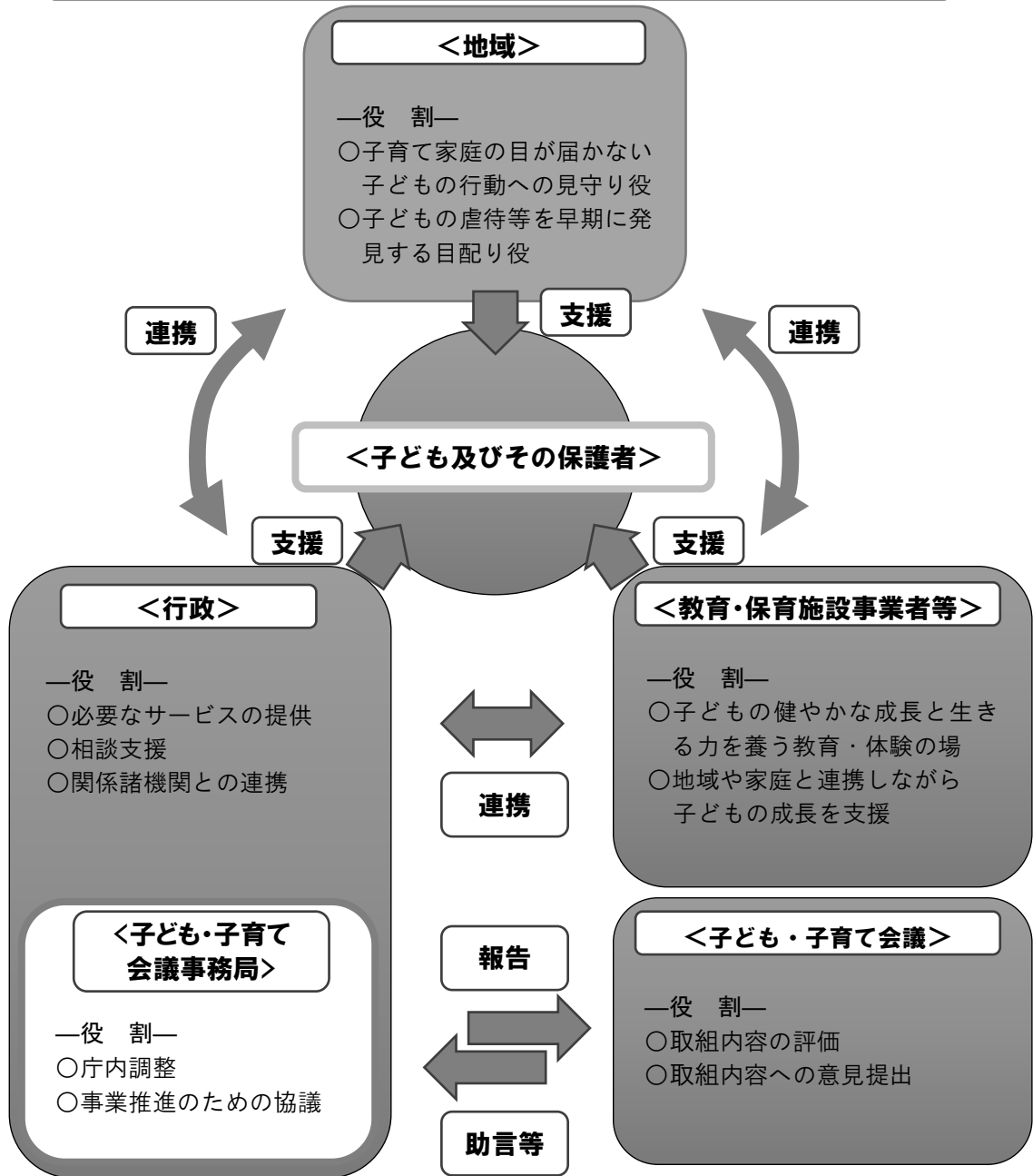
事業名【担当部署】	事業内容及び状況	方向性
利用者支援事業 【子育て支援課】	子育てに関する相談対応と併せて、ハローワークと連携して働きたいお母さんを支援するため、就労や就労支援に係る各種研修に関する情報など、ワンストップで提供しています。	継続
雇用対策協議会の取組 【子育て支援課】 【商工観光課】	企業ニーズの調査や求人情報の収集を行うとともに、利用者支援事業による「子育て支援総合窓口」と連携して、子育て支援情報との一元化を行っています。	継続

第6章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

本市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全市を挙げて子ども・子育て支援に取り組みます。

豊後高田市子ども・子育て支援事業計画 推進体制図



2 役割

本計画の根拠法である子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」とあります。これは、家族・家庭、地域、事業主及び行政におけるそれぞれの役割を改めて明確にし、相互に連携して、子育て支援に取り組む必要があることを意味しています。父母その他の保護者は子育ての主体であり、それぞれの家庭で行うべきこと、また、その子育て家庭を支援すべき地域、事業主及び行政が、今後の取り組むべきことや留意すべきこと等について改めて明示し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、条例で定める子ども・子育て支援の推進について、県と緊密な連携を図ることとします。

(1) 行政の役割

市は、住民に最も身近な行政サービスを提供する主体として、社会環境の変化や国・県の施策を踏まえ、子育てに関わる各主体との連携・協働の下、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に展開することが求められます。

(2) 家庭の役割

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、前述の子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

家庭は子育ての基礎であり出発点です。子どもと親がともに学び育つ場としての認識を持ち、温かな愛情の下に、子どもと親が笑顔いっぱいにご過ごせるような家庭を築くことを理想とします。

(3) 学校の役割

保育所、幼稚園、学校は、子どもたちが心豊かに成長するための場でもあり、また、集団生活を通して、集団の一員としての自覚や規範意識を育てながら、豊かな人間関係を築き、自立を図る場でもあります。子どもが学び育つ場として、家庭や地域との連携を図りながら、多様化するニーズへの対応が期待され、実際の学校の姿や教育活動の目指す方向などについて積極的に情報を提供していく必要があります。

(4) 地域の役割

子育てにおいては、保護者のみならず、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域が連携して地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。PTA活動や保護者会活動をはじめ、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育むことが必要です。とりわけ、教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待され、施設が地域に開かれ、地域とともにあることや、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要です。

(5) 企業の役割

共働き家庭が増加する中、子育て支援においても、企業の果たすべき役割が求められ、ワーク・ライフ・バランスの観点から、育児休業制度をはじめ労働時間の短縮や弾力化、妊産婦の健康管理の充実など、仕事と家庭生活を両立できるよう、就労に関する環境や条件の整備を推進することが求められます。また、上向きとはいえない経済状況の中でも、若者の希望に満ちた将来への基盤を確保するため、若者の雇用促進も求められます。

1 豊後高田市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日
条例第 25 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、豊後高田市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(豊後高田市特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 豊後高田市特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年豊後高田市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成30年3月23日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 豊後高田市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和元年12月18日～令和3年12月17日

分野	氏名	団体・機関・所属名等
保護者	いたい さぶろう 板井 三郎	保育園保護者・父親代表
	ひろた しょうこ 廣田 翔子	幼稚園保護者
	にしはら ともみ 西原 知美	P T A 連合会
	とよだ ちはる 豊田 千晴	放課後児童クラブ保護者
事業従事者	きのした ひでたか 木下 秀孝	豊後高田市保育協議会会長 放課後児童クラブ運営者
	たけい ひろこ 竹井 弘子	夢いろ幼稚園園長
	おがわ ゆみ 小川 由美	N P O 法人アンジュ・ママン施設長
関係団体	おの じゅんこ 小野 順子	豊後高田市主任児童委員部会長
	こんどう ゆう 近藤 優	豊後高田商工会議所青年部長
学識経験者	なかやまだ たけはる 中山田 健晴	豊後高田市議会社会文教委員会委員長
	みやざき みゆき 宮崎 みゆき	豊後高田市教育委員会委員
	よしむら いくこ 吉村 郁子	豊後高田市小学校校長会
行政	かわの ようこ 河野 洋子	大分県中津児童相談所所長
	つつみ たかし 堤 隆	豊後高田市副市長

合計 14名 (順不同・敬称略)

「豊後高田市子ども・子育て支援事業計画」

発行年月：令和2年3月

発行：豊後高田市

企画編集：子育て支援課

〒879-0604 大分県豊後高田市美和1335番地1

TEL 0978-23-1840 / FAX 0978-22-1211



Bungotakada city